



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（14） －アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 54(6), 344-306
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15269">https://hdl.handle.net/2115/15269</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	54(6)_p344-306.pdf



# ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (14)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

## 目 次

凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

卷頭言～6・2	(以上51卷5号)
7・1～13・3	(以上51卷6号)
13・4～19・2	(以上52卷1号)
20・1～24・9	(以上52卷2号)
25・1～26・8	(以上52卷3号)
26・9～32・4	(以上52卷4号)
33・1～38・3	(以上52卷6号)
38・4～42・2	(以上53卷1号)
43・1～47・1	(以上53卷2号)
47・2～52	(以上53卷3号)
53～56・3	(以上54卷3号)
56・4～57・4	(以上54卷4号)
57・5～59・3	(以上54卷5号)
59・4～61・2	(以上本号)
62・1～	(55卷1号以下)

おわりに

59・4<sup>1)</sup> しかしながら、所領を(そのような形で)封与されていた家臣たち<sup>2)</sup> がそれ(=その所領)についてのゲヴェーレ(were)(=その所領を占有・支配していること)<sup>3)</sup> を主張するのであれば、<sup>4)</sup> それ(se)(=were、その所領を占有・支配していること)<sup>5)</sup> を彼等(=家臣たち)は、いつであれ彼等の主君<sup>6)</sup> にとって(所領についての)彼(=彼等の主君)の権利(sin recht)<sup>7)</sup> が破られた(gebroken is)(=破棄された、ないし、失われた)場合、<sup>8)</sup> この(=上級主君による彼等の主君の)問責の(終了)後に、<sup>9)</sup> 上級主君に対(抗)し(jegen den overen herren)<sup>10)</sup> 隣人たちの多数者(の証言)をもって(mit der merren menie der umbesaten)<sup>11)</sup> 立証しなければならない。<sup>12)</sup> 所領をそのような形で(aldus)封与した家臣(=彼等の主君)がそのことについて否認するのであれば、<sup>13)</sup> そのこと<sup>14)</sup> について彼(=家臣)は聖遺物にかけて(の雪冤、ないし、否認宣誓をもって)身の証を立て(sek untsculdegen)なければならない、<sup>15)</sup> さらに彼の家臣たちに、6週以内に<sup>16)</sup> レーン法廷の判決をもって(mit lenrechte)<sup>17)</sup> 彼等(=家臣たち)がその所領を再び(weder)<sup>18)</sup> 彼等のゲヴェーレ(の中)へと受け取る(an ere were nemen)(=占有・支配する)よう強制(=命令)し、<sup>19)</sup> また、それ(=所領)を授封なしに(引き渡されて)もって(=占有・支配して)いるかの者<sup>20)</sup> に対しては、彼の(=彼に引き渡した)ゲヴェーレ(sine were)(=所領の占有・支配)<sup>21)</sup> を示談によって(であれ)mit minnen)<sup>22)</sup> あるいは裁判(ないし、判決)によって(であれ)mit rechte)<sup>23)</sup> 破ら(breken)(=所領の引渡しを)取り消し(所領を)返還させなければならない。<sup>24)</sup> 彼(=家臣)がそれ(らのこと)を法定の期限(=6週)以内に(binnen rechten dededingen)なさない限り、<sup>25)</sup> 彼(=家臣)が行った雪冤(ないし、否認)宣誓は彼にとってなんの役にも立たない(ないし、無効になる)(のであって)、<sup>26)</sup> 人(=主君ないしそのレーン法廷)は彼(=家臣)からその所領を(判決をもって)剥奪することになる(verdele)。<sup>27)</sup> ただし、不法な暴力(ないし、実力)(unrechte walt)が彼(=家臣)にそれ(=彼がそうすること)を妨げ、かつ彼(=家臣)が法(の定め)に従い(mit rechte)それ(=その暴力、ないし、実力)を(法廷で)訴える場合は、その限りでない。<sup>28)</sup>

- 1) この条項も、前出レーン法59・1～59・3にひきつづき、「見せかけの授封」に關する事案を扱ったものである。しかし、(註・12までの)前段が(直接には)すぐ前のレーン法59・3を承けて、所領を「占有なしに」(見せかけだけ)封与された

(B の) 家臣たち (= D<sub>1</sub> など) の *volge* (= 授封更新請求権) の問題を扱っているのに対して、(註・12のあとから始まる) 後段においては、前出レーン法59・1 (および、59・2) を承けて、(所領を「授封なしに」Cに引渡し) D<sub>1</sub> などに「見せかけの授封」を行ったとして主君から問責された家臣 (= B) がそれを「否認」した場合のことを扱っている。しかしそこには、(B がそれを「否認」しているにもかかわらず) その際に求められている措置は、B が「見せかけの授封」や所領の (授封なしの) 「引き渡し」(が事実行われたこと) を前提するものになっているなど、必ずしも容易には理解できない点も含まれているので、あらかじめ注意しておきたい。

- 2) この箇所「所領を封与されていた家臣たち」は、主君から所領を封与されていて(主君の封相続人なしの死亡や主君による(上級主君に対する)所領の返還などの際に)上級主君に対して所領の授封更新を求める又家臣・一般を指すのではなく、やがて(註・4のあと註・9までの件に)明記されていることから確認できるように、前出レーン法59・1から59・3まで扱われてきた事案において、主君 (= B) から(事情を知りながら)「見せかけの授封」を受けた彼の家臣たち (= D<sub>1</sub> など) を指している。上掲・邦訳に「そのような形で」という補訳を加えたのは、もちろんそうしたつながりを明らかにしたかったからであるが、この表現については、前出レーン法59・1(註・8の箇所)の「彼 (= B) がそれ (= 所領) を [このような形で] 封与したこと」、および、(特に)本条・後段(註・13の箇所)の「所領をそのような形で封与した家臣」という表現を参照した。この点については、後註・4をも参照されたい。
- 3) この箇所の *were* の語が所領の(「占有権」ではなく)「占有」(・支配)の事実を指していることは、後に(註・11の箇所)に見られるその立証手段 (= 「(彼等の)隣人たちの(うちの)多数者の(証言)をもって」)によっても疑問の余地なく明らかである。この点については、後註・(特に)11を参照されたい。
- 4) ここまでの件が、前註・2でも述べたように、又家臣による(上級主君に対する)所領の授封更新請求・一般にかかわるのではなく、前出レーン法59・1から59・3まで扱われてきた「見せかけの授封」のケースにおいて、主君 = B から(所領を占有・支配することなく、見せかけだけその)「授封」を受けた彼の家臣たち = D<sub>1</sub> などによる授封更新請求にかかわることは、特にやがて(本註のあと後註・9までの件に)明記されていることによって確認することができる。
- 5) この箇所の(代名詞) *se* は、すぐ前(註・3の箇所)の *were* の語を承けており、所領の「占有」(・支配)の事実を指しているが、それについては、前註・3、および、後註・11を参照されたい。
- 6) この「彼等の主君」は、もちろん、(所領を「授封なしに」Cに引き渡し、D<sub>1</sub> などに「見せかけの授封」を行った)「D<sub>1</sub> などの主君」 = B を指す。
- 7) ここで(彼等の主君にとって破られるものが)たとえば *sine were* や *sin gut* ではなく、*sin recht* と言われていることに注意した上で、ひきつづき次註・8を参照された

い。

- 8) この件、原文は *swen erme herren sin recht gebrochen is* であるが、これをヒルシュは *wenn ihrem herren sein recht entzogen ist* (Hi., S. 155)、シヨットは *wenn ihrem Herrn sein Recht abgesprochen ist* (Sch., S. 308) と訳している。両者とも *sin* (= 彼等の主君の) *recht* が (レーン法廷の) 判決をもって剥奪されるという理解に立っているが、ヒルシュはその箇所の脚註 (Hi., S.159, Anm.10) で前出レーン法59・2の参照を求めている。本条のこの件が (一つには) 同条のケースにかかわること、それも — すぐあとの「この問責の(終了)後に」の語を併せ考えると (次註・9を参照) — (B が応訴・応答することなく、彼から「所領」(*dat gut*) (の「占有権」) が (判決をもって) 剥奪された場合ではなく)、B がさらに所領を引き戻し 6 週以内に法的義務を果たすことなく所領についての *al ansparke* (= 「すべての権利」) を (判決をもって) 剥奪された場合にかかわることは明らかである、と言ってよい。しかし、ヒルシュが (この件について) 同条 (= レーン法59・2) だけの参照を求めていることに関連して、本条のこの件は、前出レーン法59・1の (A から「見せかけの授封」) について問責されそれを認めて「所領」を失う) ケースとは関係がないのか、という疑問が生まれざるをえない。その場合にも、レーン法59・2の場合と同じように、「見せかけの授封」を受けた B の家臣たち =  $D_1$  などが上級主君 = A に対して、所領の授封更新を求めることはありうる、と考えられるからである。

この点について (のヒルシュの見解には今ひとつ判然としない点もあるが)、もしヒルシュが、レーン法59・1のケースでは B は「所領」を「失う」だけで、彼から (所領についての) (*sin*) *recht* ないし *al ansprake* が (判決をもって) 剥奪されていないという理由で、同条のケースは本条のこの件とは関係がないと考えたのだとすれば、それは当たらない。レーン法59・1のケースでは、B は A から「問責」されているのだから、B が「見せかけの授封」を認めた場合、(B から「所領」がいわば自動的に失われ) (A による) 「問責」が (B に対して) 判決を下さないまま打ち切られるとは考えにくく、当然、B に対して「所領剥奪」の判決が下されることになるであろう。さらにこの場合、もし B の「失ったもの (私見によれば、B から判決をもって剥奪されたもの)」が「所領」についての「占有権」だけであり、B は (6 週以内に) 所領を引き戻すことができるとすれば、B が (「見せかけの授封」を) 「承認」しているにもかかわらず、(B が居合わせているところで A から 3 度訴えられて応答・応訴しない) レーン法59・2の場合と同じ結果になるから、B が「失った」 (= 判決をもって剥奪された) ものは、(所領についての) *al ansprake* であり、B はもはや所領を引き戻しを求めることができず、所領を最終的に「失ったことになる」、と理解しなければならぬであろう。上掲・邦訳に「ないし、失われた」という補足を加えたのは、以上のような私見にもとづき、特に前出レーン法59・1 (註・10までの件) とのつながりを (多少とも) 明らかにしておきたかったからである。

なお、breken (=破る)の語は、本条では後に(註・24までの件で)もう一度姿を見せる。そこではこの語は、Bが(Cに授封なしに引き渡した)Cの were を、「示談によって」(mit minnen) そうするだけでなく、「裁判(ないし、判決)によって」(mit rechte) そうすることをも含めて用いられているから、breken の語が「裁判(ないし、判決)によって破る」という意味で(も)用いられるのは明らかであろう。(ただし、念のために、ザクセンシュビーゲルにおける breken の語の用例を——それがたとえば「平和」を「破(壊)する」、「城塞」を「破壊する」などの(直接的)意味においては——なんらかの「権利」ないし「法的な行為」を「破棄する」・「無効にする」などの(いわば比喩的な)意味で用いられている場合に限り、ひとわり検討した結果について、「レーン法」を中心にまとめてみると——。レーン法5・1(註・5の件)=(所領を占有・支配している家臣がそれを手放す、あるいは、主君に返還すると)「gedinge は破られたことになる(=破棄されたことになる)」(本稿(1)、1927頁の邦訳にアンダーラインの部分に補足しておきたい)、20・1(末尾)=(父よりも先に死んだ子は)「誰に対しても、父のレーンについて彼がもつ gedinge」を破る(=破棄する、ないし、無効にすることはない)(ラント法1・33にもこれと同じ用例がある)、22・5(末尾)=(主君は所領の提供ないし授封を申し出ることによって)「家臣の年期を破る(=短縮する、つまりそれ以後の年期を無効にする)、29・5(b-bの件の冒頭)=(成熟に達した兄が主君に所領の授封を求める際になした、未成熟の弟達が成熟に達してもその所領の授封を求めないという)「確約、ないし、誓言を子(=弟)たちが破る」、80・3(冒頭)=[彼(=新しい主君)は彼の雪冤(ないし、否認)宣誓によって家臣の(証人による)立証を破る(=否定し覆えす)ことをえない]など、「裁判(ないし、判決)によって破る(破棄する、ないし、無効にする)」という含意をもたない用例が大多数を占めてはいる。しかし、本条の後註・24の用例のほかにも、前出レーン法13・1(=AV 1・103)においては、rechte (Ge)were に関連して、「人(=誰か)が正規の訴えをもって(mit rechter klage) その were (=占有・占有権)を破り(否定して覆えし)えない限り」とされており、また、「ラント法」でも、2・24・1に、「人はいかなる者をも裁判所の職権をもって彼の所領の占有から(ut sinen weren——ラント法2・70を参照)逐い出してはならない、たとえ彼がそれ(=所領)を不法に手に入れたとしても、彼自身がそこに居合わせるところで、人(=誰かが原告となり)正規の訴えをもって(=were、所領ないしその占有・所有権)を破る(=彼から取り上げる)のでない限り」、という規定があり、これらの場合、were が「裁判(ないし、判決)をもって」「破られる」ことは明白であろう。

- 9) まず、ここで「問責」の語が用いられていることによって、前註・8(で述べたように、同註)までの件と、「問責する」の語が姿を見せる)前出レーン法59・1のケースとのつながりが読み取れるだけでなく、「問責」の語が用いられずに、(Bが居合わせる場所で)「3度訴えられる」とされている前出レーン法59・2(註・2)の箇所も、(Aによる)「問責」(手続)におけるBの対応(の一つ)にかかわることが判る、ということに注意されたい。

さらに、ここで「問責の(終了)後に」と言われていることも前註・8で述べた私見を補強するもの、と考えることができる。レーン法59・2のケースで言えば、(AによるBの)「問責」が終るのは、B(が3度訴えられて応答・応訴せず、彼)から「所領」(の占有権)が剥奪された時ではなく、B(が6週以内に所領を引き戻して「法的義務を果たす」(改めて)裁き(=問責)を受けることもせずに彼から)所領についての「すべての権利」(al ansprake)が剥奪された時であることは明らかであり(同条への註・6を参照)、したがって、59・1の(Bに対する)問責が終り、Bから所領についての(「占有権」だけでなく)al ansprakeが剥奪されていなければならないはずである(この点については、前出レーン法42・1のほか、前出レーン法59・2、註・4で述べた、前出レーン法14・4に関する私見を参照されたい)。

- 10) ここでも、AVに対応条項がないにもかかわらず、「上級主君」を指して de(n) overe(n) herre(n) の語が用いられているが、そのことについては、前出レーン法29・1、註・3で述べた私見を参照されたい。なお、この「上級主君」がB(前註・6の箇所の)「彼等(=授封更新を求めるD<sub>1</sub>など)の主君」を問責した「Bの主君」=Aを指していることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- 11) この mit der merren menie der umbesaten という表現によって誰しもが真先に想起するのは、前出レーン法40・1(=AV 1・98)の規定であろう。そこでは、二人の家臣(仲間)が(いずれの者も他の者から受領していない)(同じ)一つの所領を自分のものと主張し、(その所領についての) gewere を立証すべく同じ(ように)証人による立証を申し出た場合について、次のように述べられているからである。「人(=主君ないしそのレーン法廷)は彼等(=家臣たち)双方を、(その所領についての) gewere を立証すべき所領がその中にある村へ赴かせるべきであり、そして(その村で)農民(de bure)および真の隣人たち(de rechten ummeseten)に gewere(をもっているのは誰か)について問う(=証言を求める)べきである。彼等(二人)のうち(その者が gewere をもっていると証言する)証人を多数(de merren menie)もつ(ないし、得た)者(があれば)、その者が法(の定め)に従い(mit rechte)(所領についての) gewere を(立証して)保持する(ことになる)」。すなわちここでは、本条・この箇所の mit der merren menie der umbesaten と同じ de merren menie と(umbesaten と表記が異なるだけの) de(rechten) ummeseten の語が用いられており、本条のこの件がレーン法40・1で詳述されていたのと同じ立証手続を念頭に置いたものであることに、疑問の余地はないからである。

ところで、(その)レーン法40・1は、(同条への訳註、特に註・12で詳述した)私見によれば、二人の家臣(仲間)が上級主君に対して所領の授封更新を求める際、同じ所領を「自分のもの」(=自分に授封(更新)されるべきもの)と主張して争うケースを念頭に置いたものであり、同条の gewere の語は「占有」の(=現に所領をレーンとして占有・支配しているという)事実を指している。

こうした私見に関連して、ここでは(詳しくは同条への訳注を参照していただくほ

かないが、次の二つのことに(改めて)注意しておきたい。①一般に、二人の家臣(仲間)の間で、ある所領しよりやうの帰属について争われる場合には、いずれの者がその所領についての「占有権」(＝権原)をもっているか(＝いずれの者が主君からその所領を適法に「授封」されていたか)ということが決め手になる(はずである)のに、このレーン法40・1では、(異例にも)所領の「占有」(の事実)(の立証)が決め手になっていること。②それは、(今やすぐ前のレーン法59・3で、「原則」として定式化されているように)、所領の「占有」(・支配)を欠く者には「授封更新請求(権)」(volge)が認められないので、授封更新請求の場合には(ないし、その場合に限って)所領の「占有」(・支配)の事実(の立証)が決め手になりうるからである、ということ。以上二つのことがそれである。

このレーン法40・1のケースと比較してみると、本条(＝レーン法59・4)・前段のケースにおいて、「家臣たち」＝ $D_1$ などに(レーン法40・1と同じ)「隣人たちの多数者をもって」という証明手続が求められる理由もよく理解できるはずである。すなわち、本条・前段の場合、「彼等の主君」＝ $B$ は「見せかけの授封」について「上級主君」＝ $A$ から問責され、それを認めて、ないし、それに応答・応訴しないまま所領を失い、所領は $A$ にとって ledich (＝誰にも対与されていないという意味で「自由な」状態)になる(特に前註・8を参照)。所領が $A$ にとって ledich になった場合、一般には、それを $B$ から又授封されていた $D_1$ たちは $A$ に対して所領の授封更新を求めることができる。しかし本条・前段の場合、 $B$ による(又)授封は「見せかけ」のものにすぎず、 $D_1$ たちはその所領を(レーンとして)占有・支配していないのだから、(直前のレーン法59・3で明言されているように) $D_1$ たちには授封更新請求権がない。 $D_1$ たちは、それでも $A$ に対して所領の授封更新を求めようとするのであれば、(二人の家臣が同じ所領を「占有」(支配)していると主張する)前出レーン法40・1の場合と同じ手続で、彼等が現に所領を「占有」(・支配)していることを立証することができなければならない、というのである(ただし、この最後の点については、次註・12で述べるような問題がある)。

なお、以上によって、前註・3の箇所箇所の were (および、それを承けた前註・5の箇所箇所の se)の語が(少なくとも主に)(前出レーン法40・1の gewere の語と同じく)所領の(レーンとしての)「占有」(・支配)の事実を指していることも疑問の余地なく明らかであろう。(なお、本条で—— gewere ではなく—— were の語が用いられているのは、先行するレーン法59・1から59・3までの諸条項において、were の語が(基本的には)一貫して「占有」(の事実)の意味で用いられているのを継承したものと考えられる)。また、前出レーン法40・1への訳註、特に註・12で述べた私見は、本条(を参照することなく、それ)とは独立に形成されたものであるが、この本条・前段の記述によってさらに補強(ないし、確認)することができる、ということを付言しておきたい。

12) ここまでの本条・前段は、(前註・11でも要約しておいたように)、前出レーン法59・

1～59・3を承けて、(主君＝Bから)「見せかけの授封」を受けた家臣たち＝D<sub>1</sub>などが(Bがその主君＝Aから「見せかけの授封」について問責されて所領を失った後)上級主君＝Aに対して所領の授封更新を求めて所領についてのwere(＝自分たちは現実にその所領を占有・支配していること)を主張した場合のことを扱っており、その場合、D<sub>1</sub>などは「隣人たちの多数者(の証言)をもって」彼等のwere(＝所領の占有・支配の事実)を立証しなければならない、としている。

彼等の主君＝Bは、(前註・8でも述べたように)、その主君＝Aから「見せかけの授封」について問責され、それを認めて(彼が「授封なしに」他の者＝Cに引き渡した)所領を失ったか、あるいは、彼が居合わせるところで(Aから)3度訴えられて応答・応訴せず(ないし、できず)、6週(の猶予期間)以内に所領を引き戻して「法的義務」を果たす(＝改めてレーン法廷で裁きを受ける)こともしないまま、所領についての「すべての権利」を剥奪されたのであるから、(少なくともAないしそのレーン法廷の立場からは)D<sub>1</sub>などが所領を現実にレーンとして占有・支配しているはずはなく、したがって、D<sub>1</sub>などには——まさに彼等が所領の占有(・支配)を欠いているがゆえに——Aに対する所領の授封更新請求権はない、ということになる(はずである)(前出レーン法59・3、註・4までの件、および、註・7までの件を参照)。それにもかかわらずD<sub>1</sub>などがAに対して所領の授封更新を求めた場合には、A(ないし、そのレーン法廷)がそれを却けるために(当然)D<sub>1</sub>などの「占有」(・支配)の欠如を問題にするであろうから、D<sub>1</sub>などは(授封更新請求を断念するか、そうでなければ)本条の冒頭(註・4までの件)で述べられているように、所領についてのwere(＝占有・支配の事実)を主張しなければならないことになる。したがって、本条・前段においてD<sub>1</sub>などによる所領の「占有」(・支配)の事実が焦点になり、さらにD<sub>1</sub>などに対して、前出レーン法40・1の(二人の)又家臣が上級主君に同じ所領の授封(更新)を求める——つまり、(少なくとも)その一方には所領の「占有」(・支配)が欠けているはずの場合と同じ「隣人たちの多数者(の証言)をもって」という手続で所領の「占有」(・支配)(の事実)の証明を求めたことも、(D<sub>1</sub>たちの主張に沿いつつそれを却けるためのものとして)十分に首肯できようであろう。しかし、私見によれば、この本条・前段については、併せて次のような問題を考えておかなければならないのではないか、と思われる。

上述したように、D<sub>1</sub>などはBから「見せかけの授封」を受けただけで所領を現実に「占有」(・支配)していないのだから、(少なくとも、一般には)本条・前段の求める手続によって所領の「占有」(・支配)を立証することはありえず、したがって、本条・前段の記述は(基本的には)D<sub>1</sub>などに対して乗り越えることのできない高い障壁を設けることでその「不法な」(授封更新)請求を却ける効果をもつことになる、と考えられる。しかし、本条・前段のような規定の仕方をする、(万一)D<sub>1</sub>などが(定められた手続に従って)所領の「占有」(・支配)を立証することができれば、Aは彼等の授封更新請求に応ぜざるをえない、という帰結にも)

つながることになるはずである。D<sub>1</sub>などが(所領の授封更新を求める時点で)所領を(現実)に「占有」(・支配)している可能性はまったくない(あるいは、著者の念頭にまったくなかった)のであろうか。——以上が(私見によれば)本条・前段について併せて考えておくべき問題である。

この問題について、ここではとりあえず次の二つのことを指摘しておきたい。

① 本条の少し前に位置し、本条と同時に(まとめて)「レーン法」で補足された(と目される)前出レーン法57・3では、wardunge や gedinge を封与されていた家臣が主君よりも先に(=主君に所領がそうした形で封与されていたことを想起させる手続を取らずに)所領を「占取」することが(家臣が主君から問責された時、直ちにその所領についての「権利」を立証することができれば)許される、とされており、また(それにつづく)レーン法57・4(前段)では、(そうした)家臣に(所領を占有・支配していた家臣が息なしに死亡して)所領の占有権が帰属した後に、(家臣が主君に wardunge や gedinge の封与を想起させるべき)年期限内に主君が死亡したまたは(上級主君に)所領を返還し(て家臣がその手続を取ることができなくなっ)た場合、(おそらく)所領を「占取」した上で(特に同条への註・5、8、23を参照)新しい、ないし、上級主君に対して recht len として所領の授封更新を求めることができる、とされていた。そうだとすれば、著者が本条のケースについて、D<sub>1</sub>などがBに対する「問責の後に」(前註・9で述べたようにBから所領についての「すべての権利」が失われた後に)、自分たちに(形だけにせよ)封与されていた所領を「占取」した上で、Aに対してその授封更新を求めることもありうる(ないし、許される)、と考えていた可能性を頭から排除することはできないのではないのか。② 以下の本条・後段では、(D<sub>1</sub>などに所領を形だけ封与した彼等の主君)Bが(Aから問責された時)「見せかけの授封」を「否認」するケースが扱われており、その場合Bは、聖遺物にかけての宣誓をもって身の証を立てるだけでなく、(Bが「否認」しているにもかかわらず、「見せかけの授封」が現実に行われたことを前提して)、D<sub>1</sub>などに対しては所領を再び占有・支配するように命じ、(できれば)(所領を授封なしに引き渡した)Cからは所領を取り戻すこと——つまり、事態を(所領の授封なしの引き渡しや)「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻すこと——を求めている。もし(現実には「見せかけの授封」を行った)Bがそれで赦されるのだとすれば、仮にD<sub>1</sub>などがBに対する「問責の後に」(自ら)所領を「占取」した上で、Aに対してその授封更新を求めた場合、Aがそれを拒む理由はますます稀薄になるはずである。

(なお、前出レーン法59・1への註・11でも触れた前出レーン法14・2にも、次のような規定の仕方が見られる。すなわち、家臣が主君の面前でその主君から受領した所領を「他の主君」から受領したと主張する場合、「主君がそれ(自分がその所領を家臣に授封したこと)について彼の家臣(たち)の中に証人を有する場合、その所領についてこの家臣はもはや(ないし、それ以降)いかなる権利(nen recht)をもたない、彼(=家臣)がそれ(=その所領)をその者から(授封された)と主張するかの(=別な)主君がそれ(=そ

の所領)を立証・取得するのではない限り]。ここでも、主君は(所領を家臣に授封したことについて)証人をもっているのだから、「別な主君」が所領を立証・取得できるはずはない。そこで、上述の私見に対しては次のような反論が予想される。すなわち、本条・前段も(たとえば)このレーン14・2と同じ記述の仕方をしてにすぎず、上述の私見は成り立たないのではないか、という反論がそれである。しかし、两条項で扱われている事案の間には次のような相違がある、ということを見無視するわけにはいかない。本条・前段でD<sub>1</sub>などに立証を求められている所領の「占有」(・支配)の事実は、(レーン法14・2の「他の主君」による「授封」のように「法廷における(ないし、それに準じた)手続」を要することではなく)、D<sub>1</sub>などが(たとえばCとの「示談」によって)「法廷における手続」を取らなくても実現できるものである。また、D<sub>1</sub>などが(形だけ)Bから所領を授封されたのにそれを「占有」(・支配)していないのは、「Cの意向に従って」C(による所領の「不法」な占有・支配)に「協力」したことによるのだから、(前出レーン法59・1、註・6を参照)、Bから所領についての「すべての権利」が剥奪された後、彼等が(そのことを指摘して)Cに懇願すれば、Cが「示談によって」彼等に所領を(返還して)「占有」(・支配)させる、ということもありうるのではないか(この点については、後註・22と23を参照されたい)。もちろん、Cが最後まで「示談」に 응ぜず、D<sub>1</sub>などが所領(の占有・支配)を取り戻すことができないことも多いだろうが、そうした場合を含めて、ここまでの件(全体)については、後註・24で述べることを参照されたい。

- 13) この「所領をそのような形で封与した家臣」が、補訳を加えたように、本条・冒頭の「所領を封与されていた家臣たち」(= D<sub>1</sub>など)の「主君」、つまりBを指しており、また、「そのこと(について)」(des)が「BがD<sub>1</sub>などに所領をそのような形で(=占有・支配させることなく、見かけだけ)封与したこと(について)」を指すことは、改めて指摘するまでもあるまいが、ここまでの件は本条・後段における「想定」——つまり本条・後段はBが「見せかけの授封」を(事実)行ったという「想定」の下に記述されていること——を明示的に述べている点に特に注意をされた上で、ひきつづき後註(さしあたり、14と15)における検討を参照されたい。
- 14) この箇所のdesは、(前註・13の件のdesのすぐ後で同じ語が用いられているものの)、ひきつづきBが「雪冤(ないし、否認)宣誓によって」(実質的には)「否認」すべきものとされているから、「(Bが)否認(しようと)すること」(つまり、所領を(D<sub>1</sub>などに)そのような形で封与していない)という(すぐ前のdesとは反対の)意味になることに注意する必要がある。ひきつづき次註・15を参照されたい。
- 15) この件のsek untsculdegenの語が、(前出レーン法58・2、註・2で述べたように)、単に「釈明する」・「謝罪する」という意味ではなく、「宣誓をもって(問責の事由——この場合は「見せかけの授封」を行ったこと——を否定して)身の証を立て(主君による問責を却けようとする)」という意味であることは、前註・13までの件で「(Bが「見せかけの授封」について)否認しようとするのであれば」と言われている

こと、および、ここでは明示的に「聖遺物にかけて」(oppe'n hilgen = auf den Heiligen)と言われていることによって、疑問の余地なく明らかであろう。

なお、「聖遺物にかけて身の証を立てる」ことを求められた場合、一般には、(事実「見せかけの授封」を行った) B は「聖遺物にかけて」(少なくとも)まったく事実に反すること「宣誓」することは(まず)できないであろう、という期待があるはずである(もしそうでなければ、そもそも「(否認)宣誓」を立証手続の一つとして用いることは無意味ということになるであろう)から、こうした「身の証」の立て方は B に対して乗り越え難い障壁を設けることを意味することになる(つまり、B が「見せかけの授封」を認めざるをえなくなる)であろう。しかし、本条・後段においては、ひきつづき B に対してさらに二つの措置を取ることが求められ、B が(6週以内に)それらの措置を取らなければ B が行った「宣誓」は無効になる、とされているから、(少なくとも) B の「宣誓」が(なんらかの形で)真実に反している(こともある)ということが前提されていることに注意された上で、ひきつづき次註・16以下の後註(特に25)における検討を参照されたい。

- 16) この「6週(以内)」という期限は、(前出レーン法59・2、註・4で述べたように)、家臣の(主君に対する)「年期」の懈怠、(許されぬ)態度や(不法な)行為を彼が「是正する」ための「猶予期間」としての性格をもっている(つまり、本条・後段のケースについては、すぐ後で B に求められている二つの措置が、B が「否認」し(ようと)しているにもかかわらず、彼が事実「見せかけの授封」を行ったことを前提しその「是正」をを求めるもので(りう)る)、ということに注意された上で、ひきつづき次註・17以下の後註における検討を参照されたい。
- 17) この箇所の mit lenrechte の語を「レーン法廷の判決をもって」と解したのは、(一つには)すぐ後(註・23の箇所)の mit rechte の語が、(註・22の箇所の) mit minnen と対比されているのを参照したからである。後註・22と23で述べることを参照されたい。
- 18) ここで weder (=「再び」)と言われていることによって、B の家臣たち = D<sub>1</sub> などが(Cに対する授封なしの所領の「引き渡し」や彼等自身に対する「見せかけの授封」)以前には(当該)所領を占有・支配していた(と「想定」されている)ことが明らかになる(はずである)。この点については、(前出レーン法59・1、註・5で述べたことをもう一度参照された上で)、ひきつづき次註・19を参照されたい。
- 19) (前註・17のあと「彼等が…」以下)ここまでの件は、B が「見せかけの授封」を(実際に行ったにもかかわらず)「否認」(しようと)する場合、まず(前註・15までの件で述べられているように)聖遺物にかけての(否認)宣誓によって「身の証を立てた」上で、さらに(6週以内に)取らなければならない(二つの)措置の(うちの)一つを述べたものである。それについて注意しなければならないのは、ここで B に求められていることが、D<sub>1</sub> などに対して(現実)に所領を占有・支配させるのではなく、(レーン法廷の判決をもって)彼等に所領を(再び)占有・支配するよう

に「強制」(=命令)することにすぎない、ということである。これは、(それ自体としては)、Bがそうしようと思えば(D<sub>1</sub>などはもともと所領を占有・支配できないのを承知の上で「見せかけの授封」に加担したのだから、彼等がそれを拒むはずはなく)、必ず履行することができるはずのものであるが、D<sub>1</sub>などが(現実に)所領を(再び)占有・支配することができるか否かは、Bが(すぐ後に述べられているような方法・手続に従って)Cから所領を取り戻すことができるか否かにかかっている。しかし、仮にBがCから所領を取り戻し、D<sub>1</sub>などがそれを(再び)占有・支配することになれば、事態は「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻ることにするはずである。そこで(当然)次のような疑問が生ずるのではないか。すなわち、AがBに対してこうした措置を求める目的はどこにあるのか、もしそれが(「見せかけの授封」を行った上、それを(聖遺物にかけて)宣誓してまで「否認」しようとするBに対する制裁として)Bから所領を取り上げる(だけ)にあるとすれば、なぜAはBに対して(たとえば、本条・前段、註・11の箇所而言及されている「隣人たちの多数者(の証言をもつて)D<sub>1</sub>など(ないし、B自身)が所領を(現に)占有・支配していることを立証するように求めずに、(Bは「見せかけの授封」を「否認」しているにもかかわらず、それが実際に行われたことを前提にし、(しかも)わざわざ6週の猶予期間まで与えて)Bが状態を「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻すまで待とうとするのか、という疑問がそれである。この疑問については、ひきつづき次註・16以下の後註で検討することにする。

(なお、この件で「D<sub>1</sub>などが彼等の所領を再びのゲヴェーレの中へと受け取る(=占有・支配する)」と言われていることとの関連でさらに二つのことを指摘しておきたい。

① 前出レーン法59・1、註・7で述べたように、もしD<sub>1</sub>などを(ホーマイヤーやショットの説に従って)(もともと)Cの家臣であったと想定すると、本条・この件によって、Bが「見せかけの授封」の「否認」を貫こうとするためには、自分の(Aから封与された)所領を「見せかけの授封」が行われるまでは自分の家臣でなかった者に占有・支配させなければならないことになり、D<sub>1</sub>などが「再び」(Bの)所領を占有・支配することにならない、というだけでなく、彼等は、(所領を占有・支配できないことを承知の上で「見せかけの授封」に加担したにもかかわらず)、かえって(Aからお墨つきまで得て)(もともとBのものであった)所領を占有・支配することになってしまう。

② また、(同註で述べた私見のように)、D<sub>1</sub>などが(もともと)Bの家臣であったとしても、もしも彼等に(又)授封することなく直接に占有・支配していた所領を(も含めて)Cに引き渡しており、本条・後段のこの件によって、Bがそれを(も含めて)D<sub>1</sub>などに所領を占有・支配させるのだとすれば、(その分については)同じように、D<sub>1</sub>などがそれを「再び」占有・支配するのではなく、彼等が(その分だけ所領を殖やし)漁夫の利を得ることになる。したがって、(同条への註・5で述べたように)BからCに引き渡された所領は(主に)それまでD<sub>1</sub>などに(又)授封され彼等が占有・支配していたものであり、Bが直接に占有・支配していたものも含まれていたとしても、BはそれをD<sub>1</sub>などに占有・支配させるには及ば

なか) った、つまり、この件で B に求められているのは D<sub>1</sub> などによる所領の占有・支配を「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻すことである、と理解しなくてはならないであろう)。

- 20) この箇所の「それを授封なしにもっているかの者」が前出レーン法 59・1 (註・5 の箇所) の「彼 (= B) がそれ (= その所領) を彼 (= C) のために (授封なしに) 彼 (= C) のゲヴェーレ (sin were) の中へと引き渡し (てレーンとして占有・支配させ) た」相手方、つまり C を指すことは、改めて指摘するまでもあるまい。ひきつづき次註・21 以下の後註を参照されたい。
- 21) 前註・20 で述べたことから、この箇所の (sine) were の語が (少なくとも) 主に——前出レーン法 59・1 (註・5 の箇所) の (sin) were と同じく——(所領の)「占有」(・支配) の事実を指すことは明らかであろう。(ただし、それが「裁判 (ないし、判決) によって」破られる場合は、(前註・8 で触れた) レーン法 13・1 やラント法 2・24・1 の用例に明らかのように、were の語は「占有権」の含意をも帯びることになるが、上掲・邦訳、本註の箇所の補訳に「(ないし) 占有権」の語を加えなかった理由については、(特に) 後註・23 を参照されたい)。
- 22) この箇所の mit minnen の語は、すぐ後 (註・23 の箇所) の mit rechte と対比され、後者ととも B が C の were を破る (= C から所領を取り戻す) ための方法ないし手続の一つを指している (後註・24 を参照)。この語が「ドイツ語第 1 版」(Ordnung Ia) のテキストでこれ以外に用いられているのはラント法 3・15・1 だけであるが、そこでも mit minnen の語は mit rechte と対比され、それとともに (同じ物の帰属をめぐる二人の) 相続人の間の係争を解決するために取りうる方法ないし手続の一つとされている。しかもそこでは mit rechte の前に vor gerichte の語が加えられているので、mit rechte の語が (抽象的・一般的に)「適法に」ないし「法 (の定め) に従って」という意味ではなく、(もっと具体的に)「裁判 (の手続) を経た上で判決をもって」という意味になることは明らかであろう。したがって、同条の場合、mit minnen の語が (裁判に持ち出すことなく)「示談によって」という意味であることは明白であり、上掲・邦訳はそれを参考にしたものである。(なお、Ordnung IVc のテキストに属するレーン法 2・3 (本稿 (1)、1842 頁の邦訳の右の欄に掲げてあるもの) では、mit rechte の語とともに mit des herren minnen の語が姿を見せる。これは主君が gedinge を封与されていた妻に (夫の死後) 所領を占有・支配させる手続に関するものであるが、上述したことにもとづき、(いずれも補訳の方を前面に出して)、「(レーン法廷における手続を経、その) 判決を得て (mit rechte)、あるいは (レーン法廷における手続を経るまでもなく) 主君の一存で (mit des herren minnen)、というように改めたい)。ひきつづき次註・23 を参照されたい)。
- 23) この箇所の mit rechte の語が、すぐ前の mit minnen と対比されて、「裁判 (ないし、判決) によって」という意味であることは、すでに前註・22 で述べたことで明らかであろう、と思われるが、この場合、B は C をどの裁判所 (ないし、法廷)へ召

喚し、どの裁判所(ないし、法廷)の判決をもってCから所領を取り戻す(ことができる)のか、を考えると、次のような疑問が生ぜざるをえないであろう。Cは(前註・20の箇所に明記されているように)Bから所領を「授封なしに」引き渡されたのだから、Cが占有・支配している所領は(法的には)彼のレーンではなく、またCは(一般には、すなわちCがすでにBの家臣であってBから他の所領を授封されている場合を除いて)Bの家臣でもない。したがって、(Bがそうしようと思っても)、Bは(上記の場合を除き、一般には)Cを(Bの)レーン法廷に召喚する(法的)根拠(ないし、権限)をもっていない。(また、上記の例外的ケースにおいて、たとえBがCをレーン法廷に召喚したとしても、前出レーン法55・1~55・7で(主君が特定の時期に請戻金を支払って所領を返還させるという条件で家臣に所領を封与した場合について)述べられている見解を参照すると、Cが(実質的には)「示談」に応じない限り、Bが「レーン法廷の判決をもって」所領を取り戻すことは(まず)できない、と考えなければならぬ。それならばBはラント法廷でCを訴えれば、Cから「裁判(ないし、判決)によって」所領を取り戻すことができるのであろうか。しかし、もしBが参審自由人の身分に属しているとすれば、(Bがそこに裁判籍をもつ)グラーフの正規(=定例の)裁判集会(echt ding)は「18週」毎に(=年に3回)開かれ(その「2週後」に犯罪を裁くための(臨時の)裁判集会が開かれ)るだけであるから(ラント法・2・2を参照)、(一般的には)、BがCを「6週以内」にラント法廷で訴えCから所領を取り戻すのは、(その点を考えただけでも)きわめて困難であり、したがってmit rechteの語にはラント法廷における「裁判(ないし、判決)による解決」までは含まれていない、と解すべきであろう。(なおプフレークハフテが裁判籍をもつシュルトハイスの裁判集会、および、ラントザッセが裁判籍をもつゴークラーフ(ないし、教会領についてはフォークト)の裁判集会はいずれも「6週毎」に開かれるが(ラント法1・2・3、1・2・4を参照)、プフレークハフテ(については疑問があるもの)とラントザッセは「農民」と考えられているから、(自由人ではあるものの)ヘルシルト(=レーン能力)をもっていない(前出レーン法2・1を参照)、と考えられる。この点については、後註・28でさらに述べる)。

以上のように考えてみると、この件で(も)mit minnenによる解決にひきつづき(それとともにBが選択しうるもう一つの方法・手続として)mit rechteによる解決に言及されているものの、(現実には)BがCとの「示談」によって事を解決しえない場合、「裁判」によって所領を取り戻すことは(まったく不可能でないまでも)ほとんど期待できないことになり、重点はあくまでも前者(=mit minnen)に置かれている、と考えなければならぬであろう。(前註・21の箇所のsine wereの語は、(同註で述べたように)、それが「裁判(ないし、判決)によって」破られる場合、「占有権」という含意をもつことになるにもかかわらず、それへの補訳の中で「(ないし)占有権」の語を加えなかったのも、以上のように考えたからである)。ひきつづき次註・24を参照されたい。

24) この件に breken の語が再び姿を見せるが、この場合、「sine (= des C) were (=所領の占有・支配)を破る」というのは、補訳に加えたように、「(Cに対する)所領の引き渡しを取り消し、(Cから)所領を返還させ(て、自らそれを再びレーンとして占有・支配する)」ことを指す、と解さなくてはならないであろう。(brekenの語の用例については前註・8を参照)。すぐ前(註・19まで)の件では、(同註で述べたように)、D<sub>1</sub>たちに対して所領を(現実)に占有・支配させることまでは求められていないから、Bが自ら所領(の占有・支配)を取り戻さなければ、それをD<sub>1</sub>たちに占有・支配させて事態を(「見せかけの授封」以前の)原状に戻すことが(ないし、ことさえ)できないからである。

(前註・19のあと「また…」以下)ここまでの件は、(同註までの件につづいて)、Bが「見せかけの授封」を(実際に行ったにもかかわらず)「否認」(しようとする場合、まず聖遺物にかけての宣誓によって「身の証を立てた」上で、さらに(6週以内に)取らなければならないもう一つ(=第2)の措置について述べたものであるが、これについても、(同註で述べた第1の措置についてと同じく)、Bにこうした措置を求める目的は、果たしてAがBから所領を取り上げること(だけ)にあるのか、ということが問題になる。前註・23で述べたように、Bが「裁判(ないし、判決)によって」Cから所領を取り戻すことは(まず)ありえないにしても、BがCとの「示談」による解決を求めた時、(特にCが所領からの収益(=小作人が支払う賃料=「年貢」)によってすでにBに対する債権を(大部分)回収している場合や、Bが債務を弁済する他の方法を提示できる場合などは)、Cが(Bの窮境を察して)Bに所領を返還する可能性は(必ずしも)絶無ではない、と考えられ(BがCから所領を取り戻した場合には、上述のAの目的は達成されない、ということになる)からである。

しかし、この問題に関連してもっと重要(ないし、深刻)なのは、(前註・15のあと「さらに…」以下)ここまでの件でBに対して求められている二つの措置が、(全体として)、Bが「見せかけの授封」を「否認」しているにもかかわらず、(それが実際に行われたことを前提して)事態をそれが行われる以前の原状に戻すものになっている、ということである。もし、Bから所領を取り上げること(だけ)が目的であるとすれば、(たとえば、本条・前段、註・11の箇所でも言及されている「隣人たちの多数者(の証言)」によるなど、他の方法を用いて)、(直ちに)Bが所領を「占有」(・支配)していない(=手放してしまった)ことを立証すればよいはずであって、なぜわざわざ(6週の猶予期間を置いて)Bが事態を原状に戻す(=自分の行った「不法な」所領の「引き渡し」や「見せかけの授封」を「是正」する)のを待つ必要があるのか、理解することができないからである。しかし、この疑問については、さらに次註・25以下の後註でひきつづき検討する。

25) この件の binnen rechten degedingen の語は、前註・16の箇所の「6週以内に」を承けたものであることは明らかであろう。(因みに、同じ語はレーン法15・1(註・3の箇所)と48・2(註・5の箇所)に姿を見せる。これらの用例のうち、本条とレーン

法15・1は(AVに対応条項がなく)「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、レーン法48・2(はAVに対応条項があるものの、そこ)ではこの語が(AVに対応する文がなく)「レーン法」で補足された(と目される)箇所、「binnen rechten degedingen、すなわち6週以内に」とコメントされている。以上のこと(だけ)を考えると、レーン法15・1のこの語も「6週以内に」という意味であり、同条への註・3で述べた「6週と1年」(以内)というコメントは間違いではないのか、ということが問題にならざるをえない。しかし、同条の末尾では、主君の行為(=言い間違いや沈黙)によって家臣の(授封更新を求める)権利が損なわれることはない、という(趣旨の)ことが強調されており、その直前に位置するレーン法14・4においても、(前出レーン法59・2、註・4で補足しておいたように)、「6週以内に」主君が家臣の所領を上級主君に対して(主張・)擁護しなければならず、家臣が上級主君に所領の授封更新を求めるのは主君がそのことをなさなかった時であるとすれば、それは所領が上級主君の手に戻ってから「6週以後」になるはずだから、レーン法15・1に限っては、binnen (sinen) rechten degedingenの語は「6週と1年」を意味する、と考えることにも(少なくとも)それなりの理由がある、と考えなければならない。私は現在——この「邦訳」の傍ら——AVの「6週と1年」とザクセンシュピーゲルにおける「1年と1日」という(期限の)差の由って来たるゆえんを説明すべく、両書における「6週」および「6週と1年」の期限(および、その対応関係ないし異同)を網羅的に検討する作業にも取りかかっているので、さしあたり、(レーン法15・1については)「6週と1年」(以内)を指すという(同条への註・3における)コメントを修正しないまま、上記・作業の結論が出てから最終的な判断を下したい、と考えている。

- 26) (前註・15のあと「さらに…以下」)ここまでの件では、Bが前註・19と24で述べた二つの措置を(前註・25で述べたように)6週以内に履行しない限り、Bが行った(前註・15までの件の)「雪冤(ないし、否認)宣誓」は無効になる、とされている。したがって、もしそれらの措置をBが履行できる可能性はまったくない、というのであれば、それらの措置の履行を求めることが、Bには乗り越えることのできない高い障壁を設けて「見せかけの授封」の「否認」を却ける効果をもつことは明らかである。しかし、(前註・19で述べたように)BがD<sub>1</sub>たちに所領を再び占有・支配するように6週以内に「レーン法廷の判決をもって強制する」ことは、(それ自体としては)Bがそうしようと思えば必ず履行できるはずであり、また(前註・24で述べたように)、6週以内にBが「裁判(ないし、判決)によって」Cから所領を取り戻すことは不可能に近いとしても、Cとの「示談によって」所領を返還させることは(少なくとも、まったく)ありえないわけではない。つまり、Bに対してそうした(二つの)措置を求めても、それは必ずBの「否認」を覆してBから所領を取り上げる結果につながるとは限らず、Bが(6週以内に)そうした措置を取って事態を(彼が「否認」しようとしている)「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻すことができれば、AはBをそれ以上問責することができず、(心な

らずに、ではあっても) B を救すほかなくなるのである。もし、ここまでの件が B に対する制裁として彼から所領を取り上げること(だけ)を目的とするものだとすれば、これは(少なくとも) A (ないし、著者)の意に反する結果である、と言わなくてはならない。

なお、念のために付言しておく——本条・後段では(前註・13で述べたように) B が「見せかけの授封」を(事実)行ったものと「想定」されているから、B の「雪冤(ないし、否認)宣誓」はもともと事実と反したものであって、そのことが(ここまでの件の手続で)明らかにされて B の行った「宣誓」が無効になること(自体)は、当然のことにすぎない。しかし、(前註・15で述べたように)、「雪冤(ないし、否認)宣誓」が立証手段の一つとして機能しうるのは、聖遺物にかけて「宣誓」までした上で、まったく事実と反することを述べる(=根も葉もない「真赤な嘘」をつく)ことは(まず)あるまい、という期待があり、さらに B が本条・後段の準則にもとづく問責の段取りを承知していれば(なおさら)、B が(「見せかけの授封」を「否認する」にしても、たとえば(Cに(授封なしに)所領を引き渡した事実も、また、D<sub>1</sub>などに所領を(改めて)授封した事実もない、というように)、それを全面的に否認するのではなく、たとえば次のように「否認する」ことも考えられるのではないか。——自分は C に債務を負っており、その弁済には(主に)(D<sub>1</sub>などに又授封している)所領からの収益(=D<sub>1</sub>などに小作人から支払われるべき賃料・「年貢」)を宛てるほかはかった(前出レーン法59・1、註・3を参照)。そこで自分は(D<sub>1</sub>などの諒解を得て)Cに今年の収益を自ら徴収することを認めた(にすぎず、Cに所領を「譲った」のではない)。自分がD<sub>1</sub>などに(改めて)所領を「授封」したのは、念のため、明年からはD<sub>1</sub>などが再び所領を占有・支配(してそこからの収益を手にする)ことになる、ということをはっきりさせたからである——。B がたとえばこうした「否認」をしたと「想定」すれば、(それは「否認」ではなく「釈明」にすぎない、ということにもなりかねないが)、(少なくとも)前述の措置は B の主張に沿ったものである、ということになり、なぜ B が(「見せかけの授封」を)「否認」しているのに、B に対して「見せかけの授封」が(事実)行われたことを前提にした措置が求められるのかという疑問は、(少なくとも)かなりの程度緩和されるであろう。しかし、本条・後段の(正しい)読解のために決定的に重要なのは次のことである。すなわち、たとえ以上のように「想定」してみても、(以上において繰返し指摘してきた) B が求められている二つの措置を履行することができれば B は事態を「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻すだけで救されることになるという帰結、また、(以下、特に後註・28においてさらに後述するように) B にそうした措置が求められるのは B から所領を取り上げること(だけ)を目的としたものではないのではないかという疑問には変りがない、ということがそれである。

この件についてはもう一つ指摘しておかなければならないことがある。この件

の原文は Text (= Eckhardt 本) (S. 80) では ene hilft sine unscult nicht de he gedan hevet となっているが、このうちの ene の語は、Text (S. 81) の下欄に掲げられている異本 (em)、Ho., II<sub>1</sub> (S. 247) (ime)、(Text = Eckhardt 本において helpen または helpend の語が用いられている) レーン法 9・2 (eme)、13・3 (の異本) (deme manne)、65・18 (eme)、80・2 (eme) などを参照すると、まず間違いなく (正しくは) eme のミス・プリントと断定できる、ということがそれである。

- 27) この件についても、まず Text の原文の問題について述べなければならない。われわれの Text (= Eckhardt 本) (S. 80) では、この件の原文は、men ne verdele eme dat gut、となっており、その後 (一見、それと同じ構文をもつ) it ne erre eme unrecht walt, unde he de (= unrecht walt) beklage mit rechte、という (上掲・邦訳では、次註・28までの件に対応する) 文がつづいている。しかし、この (本註・27までの) 件をそれにつづく (次註・28までの) 件と同じ構文になっているという想定に立って読んでみると、「人が彼 (= B) から所領を判決をもって剥奪しない限り (あるいは、しない場合はその限りではない)」という意味になって、前後の文章とつながらない。そこで試みにヒルシュおよびショットの (現代語) 訳を参照してみると、いずれも (この件の ne を無視し、ないし、無視するかのよう) Man spricht ihm das gut (ショット訳では das Lehengut) ab, es sei denn … と訳している (Hi., S. 160; Sch., S. 308)。これは (上掲・邦訳と同じ意味であり) 前後の文とも滑らかにつながる。しかし、この件をそのように解するためには、ne の語が邪魔になる。そこで、(Text ではすぐ前のところに——前註・26で述べたような——ミス・プリントがあったことでもあり)、この件の ne の語は (もしかすると) ミス・プリント (で、あとにつづく文の he と de の間にあるべきものがここに紛れこんだ) ではないか、と考えて、Text (S. 274) の原文に当たってみても、ne の語はすべて同じ位置にある (ないし、同じ位置にしかない)。そこで、念のために、Ho., II<sub>1</sub> (S. 274) の原文に当たってみても、ne の語はすべて同じ位置にある (ないし、同じ位置にしかない)。そこで、念のために、Ho., II<sub>1</sub> (S. 556 以下) の Glossar を参照してみると、(なんとその S. 598 には) ne の語が "vielmehr, sondern, quin" の意味で用いられることがある、と明記された上で、ほかならぬ (レーン法 59・4) この件が用例として引用され、さらにそれにつづく文中における ne の語との違いまで指摘されている。上掲・邦訳は、(単にヒルシュやショットの訳を踏襲したものではなく)、こうした試行錯誤を経て確定されたものである。(その試行錯誤の過程を取って公開するのは、これからザクセンシュピーゲルを原典で読もうとされる方にとっては、それが多少とも参考になるはずだ、と信じてのことである)。

また、この件の man verdele eme dat gut という文は、前出レーン法 59・2 (註・3までの件) の文 (の verdelet が verdele となっている点を除けば、それ) とまったく同じものであることにも注意しなくてはならない。同条の場合、ひきつづき (B が 6 週以内に所領を引き戻してそれにもとづき法的義務を果たさない = (レーン法廷で)

(改めて)裁きを受けない限り)「人は彼(=B)からそれ(=所領)についての al ansprake を剥奪する」とされているから、B から(判決をもって)剥奪される dat gut が(具体的には)所領についての「占有権」であり、al ansprake (特に所領の引き戻しを求める権利)がまだ奪われていないことは明らかである。本条においては、B が「見せかけの授封」を「否認」し、「6週」という猶予期間)の間に(上述した)二つの措置を履行することを求められてそれを果たせなかったのだから、B から(この段階ですでに) al ansprake を(判決をもって)剥奪しても良さそうなのだが、それにもかかわらずこの件では、単に dat gut verdelen という(さらに所領の引き戻しが可能とも受け取ることができ、その意味で「寛大な」)表現が用いられていることに注意された上で、ひきつづき次註・28を参照されたい。

- 28) ようやくこの本条・末尾の一文に辿りついたが、この一文についても検討すべき問題が幾つも残っている。

まず、「不法な暴力(ないし、実力)」(なお、われわれの Text (S. 80) では unrecht walt となっているが、Ho., II (S. 247) (unrechte gewalt) を参照して、上掲・邦訳においては unrechte と補足しておいた)とは具体的には何のことを言い、それが B にそれ(ないし、B がそうすること)を「妨げる」というのは、具体的にはいかなる事態を念頭に置いているのか、ということが問題になる。この場合、B が妨げられるのは、文脈上(=前のところで述べられていることをつながりから)、B が「示談」または「裁判(判決)」によって C から所領を取り戻す(ないし、取り戻そうとする)ことである、ということでは明らかであるが、B が C に「示談」(ないし、話し合い)を求め、あるいは、C を(B の) レーン法廷に召喚した場合に、B が「暴力」(ないし、実力)を用いてそれに抵抗する必要はない(その場合 C は単に「示談」ないし「召喚」に応じなければそれで足りる)はずである。それならば、B は「(物理的)実力を用いて」所領を取り戻そうとし、それに対して C も「(物理的)実力を用いて」抵抗したのであろうか。(特に所領の帰属をめぐる)紛争を(可能な限り)「法」(=裁判)によって解決しようとするザクセンシュピーゲル(の著者)の基本的な姿勢(たとえば、石川「中世法」を参照)から言っても、(少なくとも)B に対して(物理的)「実力」を用いてまで所領を取り戻すことが求められ(ないし、期待され)ている、とは考えにくいし、本条(註・24までの件)においても、(mit minnen または mit rechte のあとに) ok mit (ge)walt (など)の語は付け加えられていない。そこで、ザクセンシュピーゲル(全巻)における walt、および、(それと同義に用いられる) gewalt の語の用例を(Text の Glossar der Wortformen (S. 214 u. 175) に拠りながら、「ドイツ語第1版」のテキストに限って)ひとわり調べてみると—— walt の語は、本条以外(=ラント法1・1、1・22・1、1・38・2、2・66・1、3・81・2、レーン法72・8)では、すべて「権力」・「支配権」の意味であり、「暴力」(ないし、物理的実力)の意味で用いられている例は一つもない。gewalt の語も、(ラント法1・26・a、1・35・1、1・38・2、2・61・1、3・52・1、3・56・2、レーン法11・3、11・4などのように)、むし

る「権力」・「支配権」の意味で用いられること(の方が)多く、さらに(Textでは *Gewalttat* の意とされる)それ以外の用例(=ラント法 2・44・1、3・2、3・78・7、レーン法 11・1 — Text では脱落)、14・1、39・2、72・7)のうち、確実に「暴力」と解されるものは(ラント法 3・2、3・78・7、レーン法 72・7)の 3 例に限られ、それ以外の(=ラント法 2・44・1、レーン法 11・1)、14・1、39・2)の用例では、いずれも所領のこと(=帰属)が問題になっており、mit *gewalt* の語は、「所領を不法に(=「権原」なしに)占取(ないし、占有・支配)(して小作人から賃料=「年貢」を徴収)する」(ラント法、2・44・1レーン法 11・1)、14・1)、あるいは、(主君がその権力を背景にして)「家臣に所領の返還を強要(し、不法にその所領を自らレーンとして占有・支配)する」(レーン法 39・2)、という事態との関連で用いられている。いずれの場合にも、(物理的)「暴力」が用いられるのではなく、不法に(=権原なしに)「権力」・「支配権」を行使することを指しており、その点で先に挙げた(「権力」・「支配権」を意味する)用例とも接点をもっていることに注意されたい。

以上の検討の結果を考えると、本条・この件の *unrechte walt* の語は、(Cが)「暴力(ないし、物理的实力)を用いて」(所領の返還を求める B に抵抗する)、という意味ではなく、(B が C に対して「示談」による解決を求め、または、C をレーン法廷に召喚した時、それに応ずることなく)「所領の不法な(=権原)のない占取(=占有・支配)を続けること」を指している、と解さなければならないであろう。つまり、(私見によれば)本条・末尾の一文は、その前段で、(B が C に対して「示談」による解決を求め、さらに「(レーン)法廷」に C を召喚しても) C が所領の返還に応ぜず、所領の「不法な」(=「権原なしの」)占有・支配を続ける場合に言及し、その後段で、そうした場合、B は C をラント法廷で「不法な暴力(ないし、實力)」(=所領の「不法な」占取)のかどで訴えるべきである、ということをお願いしたいのではないかと見当がつくが、そのことは(所領の帰属にかかわり) mit *gewalt* の語が用いられている(上記の)諸条項(=ラント法 2・44・1、レーン法 11・1、14・1)によって確認することができる。そこでは、所領を mit *gewalt* (＝不法に)奪われた者に、*rechte klage* (＝法廷における正規の訴え)をもって(所領を)追及することが求められており、その *rechte klage* は(基本的には)ラント法上の裁判所で提起され審理される、と考えられるからである。

しかし、この件で B に求められているのは(ラント法廷で) *rechte klage* を起こすことだとすると、(すでに前註・23 で指摘した、B はそもそも 6 週以内にその訴えを起こすことができるのか、という問題 — これについてはやがて後述する — のほかに)新たに次のような疑問が浮上してくる。上記の 3 条項においては、家臣がその所領を mit *gewalt* (＝不法に)奪われた場合、(ラント法 1・70・1、2・24・1、レーン法 13・1、68・2 のように、奪われた所領を取り戻すために *rechte klage* を起こして追及する行為そのものが扱われるのではなく)、(上記のラント法 2・44・1、レーン

法11・1、14・1の3条項のように) *rechte klage* を起こして所領を追及することが(主君との関係において)家臣の所領についての「占有権」の保全につながる場合には、必ず *rechte klage* (を起こし所領を追及していること)について(主君に対して)証人によって立証しなければならない、とされている。(因みにこれは、所領を「不法に」奪われた者は——相手方に *rechte (ge)were* と同じ「権利」が事実上成立するのを防ぐためには——「1年と1日以内に」*rechte klage* を起こさなくてはならないのだが、彼がその期間内に *rechte klage* を起こしても、たとえば彼が所領の授封(更新)を求めるべき「年期」までの間に、現実にも所領を取り戻すことができるとは限らない、という事情に配慮したもの、と考えられる)。ところが本条のこの件では、BがCを「訴えた」(上述した私見によれば、*rechte klage* を起こした場合、Bは(Aのレーン法廷で)Aにそのことを(少なくとも)「報告」しなければならず、それによって(Aとの関係において)(少なくとも暫定的には)所領(についての占有権)を剥奪されないですむはずなのに、そのことを証人によって立証すべきことには言及されていない。この件ではなぜそれに言及されていないのか、その(=それに言及されていない)ことは何を意味するのか。——以上がこの件についての「新たな」疑問である。(以上の所論(特にその論拠)について、詳しくは(前出レーン法33・1、註・3に挙げた)石川「同じゲヴェーレ」を参照されたい。また以上に言及した「レーン法」の諸条項の邦訳およびそれへの訳註は、以上の私見にもとづいて再検討しなければならないが、ここではそのことだけを指摘するにとどめたい)。

こうした疑問に関連してまず確認しておかなければならないのは次のことである。すなわち、(上述した(*ge*)*walt* および *rechte klage* の語についての検討の結果をもとに考えると)、この本条(後段)末尾の一文でBに求められているのは、BがCに対して6週以内に(ラント法廷で) *rechte klage* を起こすことであり、Bには所領をCから(現実に)取り戻すことまでは求められていない、ということがそれである。(それどころか、上述したように、*rechte klage* は通常「1年と1日」以内に起こさなければならない(ないし、起こせばよい)のに対して、本条・後段でBに与えられている猶予期間は「6週」にすぎず、(前註・23で指摘した)ラント法上(特にグループ)の裁判集会が開催される間隔を併せ考えると、この件で *rechte klage* (をもって所領を追及していること)についての(証人による)立証に言及されていないことも、あるいは、Bがそれまでの間に *rechte klage* を起こすことができず(最も近い)ラント法廷で *rechte klage* を起こすことを確約する場合のことも念頭に置いていたからではないのか、とさえ考えられる。もちろん、こうした推測が(いささか)深読みすぎることは認めざるをえないが、以下に述べることは、この推測を抜きにしても変わらない、ということに注意されたい。これは、「見せかけの授封」を実際に行ったにもかかわらず、聖遺物にかけて「宣誓」してまでそれを否認しようとするBに対する「制裁」としてはあまりにも「寛大」な措置を言わざるをえず、特に、もし本条・後段で述べられている手続が、Bから所領を取り上げる(だけ)にあるとすれば、(少なくとも)

(前註・27のあとの)末尾の一文を付け加える必要はなかったのではないかと考えられる。

以上に指摘した「寛大さ」は、「見せかけの授封」を行った者(=B)が(主君から問責されても)主君による問責がこのレーン法(59・1から特に)59・4(後段)で記述されている準則に従って行われることを承知していた場合のことを考えれば、さらに決定的な形で明らかになるであろう。その準則に従えば、もしBが「見せかけの授封」を行ったことを「認め」れば、(前出レーン法59・1、註・10までの件の規定によって)彼は(Cに授封なしに引き渡した)所領を「失う」ことになる。しかし、Bがそれを「否認」すれば、(このレーン法59・4、後段の準則に従って)聖遺物にかけて「雪冤宣誓」を行って(身の証を立て)た上で、6週以内にD<sub>1</sub>などに再び所領を占有(・支配)するようレーン法廷の判決をもって命じ、さらに「示談」あるいは「裁判」によってCから所領を取り戻す(つまり、事態を「見せかけの授封」が行われる以前の原状に戻す)ように(彼に可能な手立てを尽くして)努めれば、Cから所領を取り戻した場合はもちろん、仮にC(の抵抗が大きくて彼)から所領を取り戻すことができなくても、Bは所領を失わないですむ、というのである。そうだとすれば、こうした準則を承知している限り、(一般には)Bが(問責された時)「見せかけの授封」を「認める」ことはせず、それを「否認する」道を選ぼうとするであろう、と予想しなければならないはずである。

しかし、私見によれば、本条・後段の規定の狙いは、まさにその点にある(あるいは、その点とかかわっている)のではないかと、思われる。Bに対してそうした「寛大な」処置をとることは、Aにとっても次のようなそれなりのメリットがある、と考えられるからである。すなわち、この「見せかけの授封」のケースについては、(Bがそれを認めた場合も同じことであるが、仮にそれを否認したBに対してもっときびしい措置を求めBがそれを果たせず)、AがBから所領を取り上げたとしても、(所領はもちろんAにとって ledich になる(=Aの手に戻る)が、それは法的には所領の占有権がAのものとなったというだけで)所領は依然として(Bからそれを授封なしに引き渡された)Cの占有・支配の下にある、ということをおぼろげにはいかなない。つまりAは、(Bから取り上げた)所領を現実にはレーンとして占有・支配するためには、(Bに求めたのと同じように)、まずCから「示談」あるいは「裁判」によって所領の占有・支配を取り戻さなければならないのである。しかし、その際Aは、「裁判」による解決については、前註・23で指摘したのと同じ、Cをレーン法廷に召喚する法的根拠ないし権限がないという問題を抱えているだけでなく、特に「示談」による解決については、(Bがそれを求める場合とは異なり)、次のような問題に直面することを予想しなければならないであろう。すなわち、Aは(もともと)Cにこの所領を授封することを望まず、(おそらく)Bによる(Cへの授封を条件とする)所領の返還を拒んだ、という経緯(前出レーン法59・1、註・3と4を参照)を考えると、C(の立場からは、彼)がBから所領を(授封なしに)引

き渡されることになった責任(の一端)はほかならぬA(自身)にもある、と言えるであろうから、AがCに「示談」を求めても、Cが素直にそれに応じて所領を(無条件に)Aに返還するどころか、AはCから迫られて(もともとAの望まなかった)所領のCへの授封をよぎなくされて、結局所領を自分の思うように占有・支配することができなくなるかも知れない、という問題がそれである。したがって、Aがこうした問題に直面するのを避けるためには、(Bから(いきなり)所領を取り上げて自分が当事者になるよりも)、むしろ(可能な限り)Bに所領を取り戻させる方が無難である、とも考えられるのではないか。(なお、以上のように考えてくると、本条・前段のケースについても、前註・12で述べたように、もし、D<sub>1</sub>などがCとの「示談」によって所領を(再び)「占有」することができれば、AがD<sub>1</sub>などに対して、所領の授封更新を認めることはAにとってもそれなりのメリットをもつ、と言えるであろう)。

以上(の全訳註で)、特に本条・後段に見られる特異性(Bが「見せかけの授封」を「否認」しているにもかかわらずそれが行われたことを前提にし、Bに対してそれを「見せかけの授封」以前の原状に戻すことを求め、しかもBが(Cの抵抗により)そうした措置を取れなかった場合のことまで配慮する、という問題)をめぐって、長々と私見を述べてきたが、果たしてそれで本条(後段)の特異性(および、その由って来たるゆえん)を解明できたか否か、読者諸賢の御批判・御判断を待ちたい。

## 274

60・1<sup>1)</sup> 誰であれ、(主君から)授封(を受けること)なしに不法なゲヴェーレの中にいる(in unrechter were sit)(=不法に所領(ないし、レーン財)をレーンとして、ないし、レーンと同じように)占有・支配している<sup>2)</sup>者があり、彼(=その者)がそれ(se)(=were、所領の不法な占有・支配)<sup>3)</sup>を次のこと(によって)、すなわち、その所領(ないし、レーン財)<sup>4)</sup>は自分の(=自分が借り受けた)小作地(ないし、賃借物)(tinsgut)である<sup>5)</sup>と主張することによって、(立証・)保持(behalden)しようとする場合、<sup>6)</sup>たとえ彼がそのことについて(証人として)引合に出す(ないし、出した)者(=貸主)もそのことを認めることがあっても、<sup>7)</sup>人(特に、裁判関係者)<sup>8)</sup>が心得ておかなければならないのは(次のこと、すなわち)、なんびとも城塞(=borge)を、<sup>9)</sup>また都市(stede)を、<sup>10)</sup>また(ラント法上の)裁判権(gerichte)を、<sup>11)</sup>それに家臣たちの(=家臣たちに封与された)所領にかかる(ないし、もとづく)勤務(ないし、奉仕)(denest over manne gut)をも、<sup>12)</sup>とりわけ彼(=自分)の同身分者(genot)<sup>13)</sup>または彼の上にいる者(=自分より

身分が上の者)<sup>14)</sup>に、小作料(ないし、賃料)と引きかえに貸し与える(to tinsedun)<sup>15)</sup>ことはできない、ということ(がそれ)である、(そうしたことを認めれば)そのことを彼(=貸主である家臣)<sup>16)</sup>について(すなわち、彼(=貸主)が行ったことを)、彼の主君<sup>17)</sup>が、またその裁判権(dat gerichte)や勤務(ないし、奉仕)(denest)が及ぶ人々や家臣たち<sup>18)</sup>も、耐え忍ぶことになる(ないし、なりかねない)(ということがあってはならない)(dulden dorve(n))からである。<sup>19)</sup>

- 1) 本条は、次のレーン法60・2とともに、「レーン」(財)と「小作地」(ないし、賃借物)を峻別し両者の相違を明らかにしようとするものであるが、この問題については(本条および次条と同じく、「レーン法」で補足された、と目される)前出レーン法13・3でも扱われていることを想起されたい。また、本条では、「レーン」と「小作地」の別を明らかにするために、実質的には「レーン」として占有・支配するものを「授封なしに」受け取り、(その対価として「小作料」(ないし、賃料)を支払い)それを「小作地」(ないし、賃借物)であると主張するケースが扱われているが、本条はその(「授封なしの(所領の)占有)」という点で、(すぐ前の)レーン法59・1~59・4の「見せかけの授封」のケースと接点をもち、特に前出レーン法59・3で述べられている「原則」と深くかかわっていることに注意されたい。なお、本条(および、次条)については、すでに石川「ゲヴェーレ」、155~157頁で触れただけでなく、石川「ヘールシルト制」(3)、482~484頁でも検討を加えたことがある。併せて参照されたい。
- 2) この件の in unrechter were sit (不法なゲヴェーレの中にいる)という表現は、すぐ前のところに「授封なしに」と明記されているから、前出レーン法59・3(註・8の箇所)の「授封のないすべての were (=所領のレーンとしての占有・支配)は不法(unrecht)である」を参照すれば、「所領を(主君から授封を受けずに)不法にレーンとして占有・支配している」事実を指している、ということには、疑問の余地がないであろう。前出レーン法56・5、註・4で(それとは対照的な事態を指す) in den (ge)weren sit という表現について述べたことをも参照されたい。なお、この箇所の補訳をはじめ以下の邦訳で、「所領」の語に「ないし、レーン財」、「小作地」の語に「ないし、賃借物」という補訳を加えたことについては、後註・4と5を参照されたい。
- 3) 前註・2を参照されたい。
- 4) gut の語が「レーン」を指す場合、本稿では、(たとえば前出レーン法11・5のように)この語が「定期金レーン」(ないし、その目的物)を指している場合など、特に必要のない限り、(単に)「所領」と訳してきた(し、今後もその訳を維持するつもりである)が、本条においては、後(註・9~11)の件で、「城塞」・「都市」・「裁判権」

など、「所領」（ないし、特に「小作地」と訳すにはなじまないものが *dat gut* として問題になっているので、「ないし、レーン財」という補訳を加えることにした。次註・4以下（註・12までの）後註を参照されたい。

- 5) *tinsgut* とは、後註・15の箇所から明らかなように、*to tins* = 「賃料（ないし、小作料）と引きかえに」貸し出される（ないし、貸与される）もののことであり、それが耕地（ないし、農地）である場合は「小作地」であることは、改めて指摘するまでもあるまい。しかし、後に（註・9～11の箇所）問題になる「城塞」・「都市」・「裁判権」（など）が「賃料と引きかえに」貸し出され（てい）る（と主張される）場合については、それを「小作地」と訳すわけにはいかないの、「ないし、賃借物」という補訳を加えることにしたものである。
- 6) この箇所の *behalten* の語が、単に（所領ないし、レーン財を）「（ひきつづき）保持する」という意味ではなく、（それを）「（法廷で）自分の（=自分が占有すべき）ものであること立証して（ひきつづき）保持する」という意味であることは、すぐあと（次註・7までの件）で、（貸主を）「（証人として）引合いに出す」こと（つまり、法廷における立証手続）に触れられていることによって明らかであろう。ひきつづき次註・7を参照されたい。
- 7) 前註・6を参照。なお、ここまでの本条・前段においては、（すぐ前のレーン法59・1～59・4の諸条項において用いた符号を踏襲すると）、所領（ないし、レーン財）を「授封なしに」占有・支配している者（=C）がそのかどで（法廷で）訴えられ、さらにCに所領（ないし、レーン財）を（Cの主張に従えば）Cに小作地（ないし、賃借物）として貸し出した者（=B）が証人として出廷（し、Cの主張を裏づける証言）をする、というケースが想定されている。したがって、（本条では明示的に述べられていないが）、誰がCをどの法廷（ないし、裁判所）で訴え（る場合が想定され）ているのか、という問題を考える必要がある。結論から言えば、本条で想定されているのは、Bが彼の主君（=A）からレーンとして受領したものをCに「授封なしに」（具体的には、*tins*（=小作料ないし賃料）と引きかえに）占有・支配させるケースであるから、Cを訴えて（所領の返還を求めて）いるのは「Bの主君」（=A）である、と考えられる（なお、「Bの主君」は後に註・16の箇所に姿を見せることに注意されたい）。しかし、Cは（一般には）Aの家臣ではなく、AとCの間にはレーン関係（あるいは、Bを介した間接的なそれさえも）存在しない。したがって、AがCを訴えて（所領の返還を求め）るのは、（Aのレーン法廷ではなく）ラント法廷においてである、と考えなければならない。さらに、前出レーン法59・1～59・4の「見せかけの授封」のケースを参考にして考えると、本条のケースの場合、AはまずBを（Aの）レーン法廷で「問責」するはずであり、Aが直接にCを訴えて（所領の返還を求め）るのは、Bが「授封なしに」所領をCに引き渡したことを認めた（か、あるいは、それを否認して、6週以内にCから所領を取り戻すことができなかつたか、いずれかの）場合、ということになりそうであるが、本条では、Aに

- よるBの問責には(直接には)言及されていないことに注意する必要があるだろう。なお、この問題については、最後の註・19で述べる私見を参照されたい。
- 8) この箇所の「人」は、もちろん「(一般の)読者」を指すと解することもできるが、前註・7で述べたことから、特に(Cに対するAの訴えを裁く、ラント法廷の)「裁判関係者」(つまり、裁判官、判決発見人、それに当該ラント法廷への参廷義務を負う者など)を念頭に置いたもの、と解される。なお、このあとの本条・後段で述べられていることは、直接には、BがCに対して行った所領(ないし、レーン財)の(授封なしの)引き渡し(=「貸貸」)を論難する形にはなっているが、それはCの(「その所領(ないし、レーン財)は自分がBから借り受けた tinsgut である」という)主張を反駁するためのものであり、Bが訴訟当事者(=被告)であるからではない、ということに注意されたい(この点については、もう一度前註・7を参照されたい)。
- 9) ここから、(Cの主張に従えば)BがCに tins と引きかえに貸し出した(とされる)(註・15の箇所を参照)ものが「例示」される(ただし、この「例示」が何を意味するかについては、後註・19を参照されたい)。その先頭に立つ(この箇所の) borch (= Burg) は、後出レーン法 75・11と75・15から、(もともと国王から(順次)城主まで封与されてきた) des rikes gut (=ライヒの所領)であるか、あるいは、(城主自身の) egen (=アイゲン、自有財産)である、ということが判り、さらにこのことから、城主は「城塞」を(原理的には、通常のアイゲンやレーンと同様)家臣に授封することができる、と推定することもできる。しかし、後出レーン法71・12には、「ある主君(=城主)が彼の城塞(そのもの)をそっくり封与し(この場合、新しい城主は前の城主よりもヘールシルトが(一つ)低いか、(一つ)低くなることに注意)、あるいは、彼がそれを彼の ungenoten (=彼よりも身分の低い者)に譲る(ないし、譲った)(後者は特に城塞が彼のアイゲンである場合であることに注意)場合、城臣(たち)は彼等の(=彼等が前の城主から封与されていた)城塞レーン(borchlen)についてかの者(=城塞を封与ないし譲渡された新しい城主)に対して(その)授封更新を求める義務がなく、彼等は(それを)彼等がそれを受領した者(=前の城主)から(封与された)彼等の正規のレーンとして(ひきつづき)保持するか、あるいは、彼等はそれ(=彼等の城塞レーン)について彼(=前の城主)がそれを譲った者(=新しい城主)に対して正規のレーンとして(その)授封更新を求めるべきであり(ただしこの場合、城臣のヘールシルトが(一つ)下がることに注意)、また、彼等が(城臣として城塞に)留まることを望まない場合、人(=新しい城主か、(むしろ主に)前の城主)は城塞の上にある彼等の建物(の代価)を彼等に支払わなければならない」、という規定があるので、城主が彼の城塞を封与する(新しい城主に封与する)ことは、(こうした準則に従う限り)現実にはきわめて難しかった、と考えなければならないであろう。ひきつづき次註・10、および、(特に)後註・13と14で述べることを参照されたい。
- 10) この箇所の stede (単数形では stat, stad) の語は、Stätte (=「場所」)を指すこともある(前出レーン法10・5(註・2の箇所)、11・2(註・4の箇所)、11・3、11・4、

11・5などを参照)ので厄介だが(レーン法10・5、註・2を参照)、ここではStadt(=「都市」)を指す、と解される(この点については、Ho., II, S. 600f.をも参照)。「ラント法」においてこの語が「都市」を指す場合(2・71・2、2・71・5、3・60・2、3・66・2、3・78・5)には、この語は必ず(dorp = 「村」だけでなく)borch = 「城塞」の語と並んで姿を見せることも、こうした理解を支持してくれるはずである(なお、AVでは「城塞」を指すのにurbsの語が用いられていることにも注意されたい)。しかし、そのことに関連して、「城塞」と同じように「都市」(そのもの)が授封の対象になることはあるのか、ということが疑問になるかも知れない。この疑問については、次のことを指摘することができる。すぐ前(註・8)のところで言及されている「城塞」についても、それを誰かに「封与する」(ないし、「貸与する」——因みにverlien (=verleihen)の語はこれらいずれの意味でも用いられる)というのは、具体的には、「城主」としての地位およびそれに伴う支配権を委ねることであり、しかもその地位・支配権(borchrecht)は、(この語が同時に「城塞法廷」を意味しうることからも明らかなように)、城主のもつ「城塞(法廷における)裁判権」に集約され表現されている(たとえば後出レーン法71・18と19などを参照)。「都市」についても(基本的には)同じことが言えるであろうが、ただ「都市」の場合、(都市における、ないし、都市民に対する)裁判権を行使するのは、必ずしも「都市領主」(自身)ではなく、多くの場合(いわば)その「代官」であることに注意しなければなるまい(なお、この「代官」が——「城主」と同じく——Burggrafである(ないし、その称号をを帯びている)ことも少なくない——vgl. Lexikon des Mittelalters, Bd. 2, Sp.1048ff.)。なお、ザクセンシュピーゲルで「都市」に言及している諸条項から「都市」の国制上の位置について(直接)明らかにできるのは、「都市」が(上位の)gerichte(=「裁判管区」)の中にあること(ラント法2・71・5 = 「彼(=平和破壊者)が他のgerichteの中にある村へ、あるいは都市へ、あるいは城塞に逃げこむ(ないし、こんだ)場合…」)、また、「人はその地の裁判官(des landes richteres)の許可なしには、(borchを建てることができただけでなく)、都市(の防禦)を柵や囲壁をもって固めてはならない」とされていて(ラント法3・66・2)、(特に)「平和」にかかわる事項について「都市」が(ラント法上の「裁判官」)の管轄であることくらいのものである(なお、「都市領主」は(一般には)「国王」や(聖俗の)「諸侯」に限られているから、「裁判官」の管轄下にあるのは(上述した)「代官」である、と考えられる)。しかし、以上のように見てくると、本条がひきつづきgerichteに言及していることは決して偶然でないことが判るであろう。ひきつづき次註・11以下の後註を参照されたい。

- 11) gerichteの語の用法については、石川「裁判(権)」を参照されたい。そこでも述べておいたように、gerichteの語は、(教会裁判所にかかわる数例を除き)世俗の裁判所との関連で用いられる場合、(レーン法廷だけを指す、ないし、それとだけかかわることはなく)、「ラント法上の裁判所」を指す(あるいは、それとかわる)ことに

注意されたい。また、gerichte の語は、「裁判所」(ないし、「裁判集会」)のほかにも、「裁判権」や「裁判管区」などを意味することもあるが、この箇所では、すぐ前の「城塞」および「都市」とのつながり(前註・9と10を参照)だけでなく、(特に)後註・18の箇所の(dat)gerichteの語(は「裁判権」を指していること)とのつながりを考えると、「裁判権」の意味に解するのが妥当であろう。また(ラント法上の)「裁判権」は「国王」から「諸侯」へ、「諸侯」から「グラーフ」へと「第3の手」まで(「裁判権レーン」として)封与されるが、原則として(具体的には、グラーフシャフトの中にある「シュルトハイス職」を除き)「第4の手」へ渡ってはならない、とされる(「レーン法」では、後出71・2と71・3を参照)。したがって、本条・この件のgerichteの担い手として問題になるのは具体的には(主に)「グラーフ」である、と考えられる(前註・10で挙げたラント法3・66・2の「その地のrichter」は具体的には「グラーフ」、2・71・5の「他のgerichte」も「グラーフシャフト」を指している)。なお、以上のような理解を前提にすれば、本註までの件では、裁判権の及ぶ範囲が小さなものから大きなものへと、「城塞」・「都市」・「裁判権」の順に記述されていることになる。ひきつづき次註・12以下の後註を参照されたい。

なお、以上に述べたこととの関連で、前出レーン法11・2(=AV1・34)の邦訳(本稿(2)、2165~2166頁)を一部「補正」し、それについて補足しておきたいことがある。まず、その前段を次のように改めたい。「ある主君が彼の家臣に、ある村をそっくり、または葡萄酒または十分の一税管区(tegeden)または裁判管区(gerichte)または何かそうした類(の地域的にまとまりのある)ものを(そっくり)、換言すれば(ないし、すなわち)(oder)、彼(=主君)がある場所(ないし、地域)(stad)に自由(ledich)な状態でもっているものをすべて、封与する(ないし、した)ならば…。前掲・邦訳では、(アンダーラインの箇所の)oderの語を「あるいは」と訳して(おり、主君が家臣に「ある村…(以下のもの)をそっくり」封与するか、それとも「ある場所(の中)にもっているものをすべて」封与する、という理解に立って)いるのに対して、上記・改訳では、oderの語を「換言すれば(ないし、すなわち)」と解することによって、(後半の)「ある場所(の中)にもっているものをすべて」の文は、前半の文を厳密に言い直そうとしたものであり、したがって、前半の文についても、主君が家臣に封与するのは、「村」・「葡萄酒」・「十分の地稅管区」・「裁判管区」(など)それ自体ではなく、「その中にある(ledichな状態で主君の手の中にある)所領すべて」である、という理解に改めたものである。

以上のような、「補正」が必要と考えた(主要な)理由は二つある。①このレーン法11・2の主題は、(その後段で述べられているように)、(上述のような形で封与されたものは)「たとえ彼(=家臣)が(占有)指定(ないし、所領の特定・明示)を欠いていても、家臣はこうしたレーンの授封更新を求めまたそれを相続させることができる」、ということである。もし「村」以下「裁判管区」などの全体がそれ自体として授封の対象になるのであれば、それが特定・明示されていないといふこ

とは(まず)考えられず、村名や管区名が挙げられているはずである。(なお、「葡萄園」を「葡萄畑」と改めたのは、前者では「特定され(てい)る」という含意が強いので、それを(少しでも)「不特定」の含意をもつものに改めたい、と考えたからである)。

② 同条の *gerichte* の語は、(前後にある)「村」・「十分の一税管区」・「何かそうした類のもの」とのつながりから、「裁判管区」を意味すると考えられるが、(本註で) 上述したように、*gerichte* が封与される場合、*gerichte* の語の含意として最も重要なのは「裁判権」であるだけでなく、「裁判管区」は封与された「裁判権」が妥当する領域であってその意味では常に「一体」のはずであるから、「裁判管区をそっくり封与する」という表現には「二重に」違和感がつきまとうことになる。(なお、同じことは「十分の一税管区」についても言えるはずである。また、(授封対象としての)「村」の問題については、後出レーン法77との関連においてさらに論及する機会がある。なお、以上の「補正」に伴って、同条への訳註と(対応する)AV 1・34の邦訳をはじめ、隣接する諸条項の判決や訳註にも「改訂」を要するものがあるが、ここでは立ち入らない)。

- 12) この「家臣の所領にかかる *denest* (勤務、ないし、奉仕)」も、すぐ前の「城塞」・「都市」・「裁判権」にひきつづき、(Cの主張に従えば) BがCに *tins* と引きかえに貸し出した(とされる)もの(後註・15の箇所)の中に数えられている。しかし、この *denest* は、「城塞」・「都市」・「裁判権」とは異なり、それ自体が(レーン財として)封与の対象にはならない、ということに注意する必要がある。この *denest* が「家臣の所領にかかる(ないし、もとづく)」(*over manne gut*)と言われていることにも明らかのように、家臣に封与されるのは「所領」であり、*denest* は所領を封与された家臣が主君に対して負う義務である。しかし、この *denest* も、BがCに *tins* と引きかえに貸し出した(と主張される)ものの中に数えられていることによって、次のことが明らかになる。すなわち、Cが(Bから)「授封なしに」(引き渡されて)「*unrechte were* の中にいる」所領の中には、(Bが小作人に貸し出しそこから小作料を徴収していたものだけでなく)、Bが自分の家臣たちに封与(=又授封)していたものも含まれており、Bの家臣であった者たちは(BがCに対して「授封なしに」所領を引き渡したことによって)今やCに対してその家臣として勤務(ないし、奉仕)しなければならなくなっているということがそれである。改めて指摘するまでもなく、(Bの)家臣(であった者)たちがCに勤務(ないし、奉仕)している場合、Cがその所領を実質的にはレーンとして占有・支配していることは誰の目にも明らかはずである。ひきつづき次註・13以下の後註、特に19を参照されたい。
- 13) レーン法54・1 (= AV 1・124~126) および(同条への註・1に引用した)ラント法3・65・2によれば、「同身分者の家臣となって所領を受領すれば身分が(一つ)下がる」という原則があった。したがって、BがCに(たとえば債務を弁済することができずに)(Aから封与された)所領を「譲る」必要に迫られた場合、-- Bは

ほんらい (=それを「適法に」行うのであれば) 所領を A に (条件つきで) 返還し A から C に「授封」してもらわなければならないのだが (前出レーン法36を参照)、A あるいは C がそれを望まなければ——、そうした (C の身分<sup>シルト</sup>が下がるという) 帰結を回避するために B が C に所領を「授封なしに」引き渡すこともあ(りう)る、と考えられるであろう (前出レーン法59・1、註・2~4を参照)。ひきつづき次註・14以下の後註を参照されたい。

- 14) この「彼 (= B) の上にいる者」は「B よりも身分 (=ヘルシルトないし出生身分) が高い者」を指す、と解されるが、C が B よりも「身分が高い」場合、もし C が B から所領を「授封」されれば、前註・13で述べた「原則」により、C の (ヘル)シルトは (B よりも一つ、つまり) 二つ下がることになる、というだけでなく、この場合、C は (少なくとも) (B の主君である) A と「同身分者」であるから、所領を「適法に」A から「授封」されても身分が (少なくとも一つ) 下がることになる。それだけではない。この場合、C が A から所領を「授封」されても、C の「身分は (一つ) 下がる」ことになるから、C が A から (適法に) 所領を受領する道も (事実上) 閉ざされていることに注意しなければならない。さらに、(A から B に封与されていた)「城塞」や「都市」や「裁判権」が (実質上) (B と同身分以上の) C の手に移れば、A と C の (軍事的・政治的) 力関係にまで影響を及ぼしかねない、ということも考慮に入れる必要があるだろう。ひきつづき次註・15以下の後註を参照されたい。
- 15) この (誰かに) 「tins と引きかえに貸し与え (られ) るもの」が (前註・5の箇所) の「tinsgut」(小作地ないし賃借物) であることは、改めて指摘するまでもあるまい。(なお、前註・12の箇所の「家臣(たち)の所領にかかる denest」がこの語になじまないことについても、同註を参照されたい)。
- 16) この「彼」は、この事案において、「城塞」などのレーン財を「tins と引きかえに貸し与えた」のは B であることから、さらに、次註・17の箇所の「彼の主君」(= A) とのつながりからも、(C ではなく) B と解さなければならないであろう。ひきつづき次註・17以下の後註 (特に註・19) で述べることを参照されたい。
- 17) この箇所の「彼の主君」は、「そのことを彼について (=彼が行ったことを) … 耐え忍ぶことになる」のだから、(C の主君ではなく、B による所領の「授封なし」の引き渡しによって、その所領について (レーンとしての) 支配 (権) を失いかねない) 「B の主君」、すなわち A を指すことは明白であろう (前註・16を参照されたい)。
- 18) この件は、(叮嚀に書けば) 「その裁判権の及ぶ人々」と「(その) 勤務 (ないし、奉仕) が及ぶ家臣たち」の二つをまとめて書いたものと解される。このうちの前者 (= 「その裁判権が及ぶ人々」) は、言うまでもなく、(直接には) 前 (註・11の箇所) に言及されている *gerichte* (=ラント<sup>ラント</sup>法上の裁判権) の語を承けたものであり、たとえば B と C がいづれも「グラフ」である場合 (前註・11を参照) は、具体的には (当該) グラフシャフト内に住み (当該) グラフの裁判集會に参集して裁判に協力

しなければならず、またそこで訴えを起こすことのできる「参審自由人」を指す、と解される。これに対して、「(その) denest (=勤務、ないし、奉仕) が及ぶ家臣」は、前(註・9の箇所)に言及されている「城塞」の語との関連では、「城臣」を指していることは明らかであるが(「城臣」の負っている城塞警備のための勤務や「城塞法廷」への参廷義務は、「城主」との主従関係および城主から封与される「城塞レーン」にもとづくレーン法上の義務であることに注意されたい)、BからCに「授封なしに」引き渡されたものが通常の「所領」である場合には、その「所領」を(もともと) Bから(又)授封されていた「家臣たち」を指す、と解される。(なお、前註・10の箇所に挙げられている「都市」の場合、これらの点がどうなるかは定かではないが、その場合にも同註で述べたように実質的には(主に)ラント法上の「裁判権」について上述したことに準じて考えることができよう)。

- 19) この箇所の *dulden* の語については、石川「レーン法と国制」(2)、827~830頁、註・97で述べたことを参照いただくことにして、以下、本条(全体)についての私見を披露して読者諸賢の御批判を待ちたい。

この条項が(前出レーン法59・1~59・4にひきつづき)「授封なしに」所領を引き渡し(レーンとして)占有・支配させることをきびしく禁じようとするものであることは、改めて指摘するまでもなく、また、それを不可とする論旨も(少なくとも、それなりに)説得力があると言ってよいだろう。ただし、その説得力は、「城塞」・「都市」・「裁判権」(それに「家臣たちの所領にかかる勤務(ないし、奉仕)」)など、およそ「賃貸借」の対象になりそうもないものを、しかも(「同身分者」だけでなく)自分よりも身分の高い者に「賃料」と引きかえに貸し与える場合を例に上げて論じたことに負うところが多い。そのためまさにその点について、かえって次のような疑問を生ぜざるをえないのではないか。すなわち、本条で「例示」されているようなこうした「賃貸借」は果たして(当時)現実に(ひろく)おこなわれていたのか、という疑問がそれである。たとえば、「裁判権」について考えてみると、(前註・11で述べたように) Bは(主に)「グラーフ」であ(って、第4シルトをもつ「フライエ・ヘレン」に属している、と考えられるが(ラント法1・3・3を参照)、CがBの「同身分者」であれば(Bと同じく)「グラーフ」(ないし、「フライエル・ヘル」、Bよりも身分が高い者であれば(第3シルトをもつ)「世俗諸侯」ということになる。また、Bの主君であるAも(一般には)(Cと同じく)「世俗諸侯」ということになるから、AがCを訴えて(「裁判権」の返還を求め)るのは「国王裁判所」においてでなければならず、そこでCが「裁判権」を「賃料と引きかえに」Bから借り受けたなどということ(を(Bを証人として引合いに出してまで)主張する、などということ)はまず考えられないのではないか。さらに、Cが(Bから引き渡された)「裁判権」を彼の家臣である「グラーフ」たちに封与してそれを行使させようとしても、「グラーフ」たちはそれを行使するためには(直接に)国王から「国王罰令権」の授与を受けなければならない(ラント法3・64・5のほか、

1・59・1と3・64・4をも参照)。そもそもある家臣(=B)が(Aから封与された)所領を誰か(=C)に「授封なしに」引き渡し(後者=Cにレーンとして占有・支配させ)たとして主君(A)から問責された場合、それを「賃料(ないし、小作料)」と引きかえに貸し出したのだという「釈明」が現実(に(何がしかの)信憑性をもたらすためには、Bが(事実)所領(の大部分、少なくとも相当部分)を「小作地」として貸し出してもおかしくない地位にあること(すなわち、せいぜい第5シルト以下の(比較的)低い(ヘール)シルトしかもっていないこと)が前提になるのではないか。

以上に述べてきたことを、前註・7で指摘した(本条が必ずしもAのCに対する所領返還を求める訴訟手続のすべての過程を尽くしていない)ことと併せて考えると、私は今のところ次のような推定に傾かざるをえないのである。

本条は、(もともと)、「見せかけの授封」を扱った直前のレーン法59・1～59・4を承けて、ひきつづき家臣が所領を(第3者に)「授封なしに」引き渡す(そしてそれをレーンとして占有・支配させる)ケースについて、(家臣ないし第3者が)所領を「賃料(ないし、小作料)と引きかえに」貸し出した(ないし、借り受けた)と主張することをも封じようとしたものである。しかし(見せかけの授封の場合とは異なり)、家臣が主君から封与された所領を(自分の家臣たちに又授封するだけでなく)それを「小作料」と引きかえに「小作地」として貸し出すことは、それ自体としては「不法」(ないし、違法)ではない。次のレーン法60・2では、「レーン」と「小作地」が峻別され、「小作人」は「小作地」を「小作料と引きかえに貸し出す(=又貸する、ないし、又小作に出す)」ことはできず、それを自ら(あるいは、彼が給養する従属的労働力を用いて)耕作しなければならない、とされている。本条は、そのことを前提して、誰が見ても所領(ないし、レーン財)を引き渡された者(=C)がそれを「小作料(ないし、賃借物)」として利用するはずがなく、それを実質的にレーンとして占有・支配せざるをえないことが明白な(極端な)ケースを「例示」することによって家臣(=B)の主張を封じようとしたものであって、必ずしも本条に「例示」されているケースが当時(現実)にかなり頻繁に行われていた、ということにはならないのではないか。(なお、本条で「例示」されているケースのうち、「家臣たちの所領にかかる勤務(ないし、奉仕)」は通常の所領を(家臣、ないし、その所領もろとも)「授封なしに」引き渡した場合にも問題になりうるという点では、最も現実に近いケースであると考えられるが、たとえばヘールシルト制の最底辺に位置する(第7シルトもをつ)家臣は(適法には)所領を又授封することはできないから、本条のBとCがいずれも第7シルトしかもっていない場合、BのCに対する所領の「授封なし」の引き渡しについて、この(「家臣たちの所領にかかる勤務(ないし、奉仕)」を「賃料」と引きかえに「貸し出し」している)という)ケースを前提にしてCによる所領の(レーンとしての)占有・支配を証明することはできず、Cが所領を自ら耕作せずに又小作に出していることを証明するほかはないはずである。次のレーン法60・2の解説に当たっては、あらかじめこの点をも念頭に置く必要があるのではないか。

60・2<sup>1)</sup> しかしながら、賃料(ないし、小作料)と引きかえに( to tinsne )<sup>2)</sup> あるいは貢租と引きかえに( to plege )<sup>3)</sup> 貸し出された粉碾場(ないし、水車場)( molen )<sup>4)</sup> および造幣所(ないし、貨幣鑄造権)( munte )<sup>5)</sup> およびあらゆる税類の税関(ないし、関税)( toln )<sup>6)</sup> および耕地( huve )<sup>7)</sup> や所領( gut )<sup>8)</sup> を、なんぴとももう一度賃料(ないし、小作料)と引きかえに<sup>2)</sup> 貸し与えることはできず、それによって人がそれ(ないし、そのこと)を法の(定め)によって( dorch recht )耐え忍ぶ( dulden )<sup>9)</sup> などということがあってはならない。誰であれ小作地(ないし、賃借物)( tinsgut )<sup>10)</sup> を適正に( redeleke )<sup>11)</sup> に所持しようとする者は、その者自身、あるいは、彼が食事と賃金によって(=食事と賃金を与えて)給養している彼の下僕( sine knecht )<sup>12)</sup> が、それを耕作(ないし、処理)( arbeiden )しなければならない。<sup>13)</sup> 彼がそれを賃料(ないし、小作料)と引きかえに<sup>2)</sup> あるいは貢租と引きかえに<sup>3)</sup> 他の者たちに貸し与えるならば、彼自身がその所領(ないし、レーン財)の不法な小作人(ないし、賃借人)( en unrecht tinsman )になる。<sup>14)</sup>

- 1) 本条についても、まず、前条(レーン法60・1)、註・1で述べたことを参照されたい。
- 2) to tinsne の語については、前条(レーン法60・1)、註・5と15を参照されたい。
- 3) plege の語は、(Text, S. 237によれば) Zins, Pacht を意味することもあるが、(M. LEXER, *Mittelhochdeutsches Handwörterbuch*, Bd. 2, Sp. 251~252によれば) schuldige Leistung, Abgabe を意味することもあり、特にホーマイヤーはザクセンシュピーゲルではこの語がもっぱら Abgabe の意味で用いられていることを強調しているので(Ho., II, S. 602)、上掲・邦訳では「貢租」と訳しておいた。
- 4) mole(n) の語は、前出レーン法11・3 (= AV 1・35・a) (なおText, S. 30の molne は molen のミス・プリントであり、本稿(2)、2163頁の邦訳、および、同条への註・1(2162頁)も、それに応じて補正しなければならない)にも見られるが、同条によって、「粉碾場」(=水車場)の収益(の一部)が「レーン財」(いわゆる「定期金レーン」)として封与されることがある、ということが判る。ひきつづき次註・5以下の後註を参照されたい。
- 5) munte の語も前出レーン法11・3 (= AV 1・35・a)に姿を見せ、「造幣所」の収益(の一部)が「レーン財」(=「定期金レーン」)として封与されることがある、ということが判る。ひきつづき次註・6以下の後註を参照されたい。
- 6) toln の語も前出レーン法11・3 (= AV 1・35・a)に姿を見せ、「税関」の収益(な

いし、「関税」)(の一部)が「レーン財」(＝「定期金レーン」)として封与されることがある、ということが判る。

本条においては、ひきつづき(ここまでの件に挙げられている)「粉碾場」・「造幣所」・「税関」が tins と引きかえに(＝ tinsgut として) tinsman に貸与された場合、それをさらに tins と引きかえに又貸してはならない、という趣旨のことが述べられているが、この場合、それを「tins と引きかえに」又借している者と(後註・12の箇所)「彼(＝又貸した賃借人)が食事と賃金によって給養している彼の下僕」とが明確に区別されていることに注意された上で、ひきつづき次註・7以下の後註を参照されたい。

- 7) huve (＝Hufe) の語の用例については、石川「アイゲン」、44頁、註・32を参照されたい。なお huve の語は、「レーン法」に限って言えば、そこでも指摘しておいたように、前出レーン法12・1(＝AV1・37)と後出レーン法69・2(＝AV2・58)では、(対応するAVの条項ではいずれも mansus の語が用いられており)、所領(または、耕地)の大きさを表わしているが、本条・この件の huve の語はすぐ後(註・8の箇所)の gut の語と対比されているので、(単に)「耕地」を指すか、(もしかすると)「(共同耕作される耕地についての)持分」を指している可能性もある。(なお、「レーン法」では、huve の語は後出レーン法65・22(＝AV2・30)にも姿を見せるが、AVにおけるその対応条項には、これに対応する語が見当たらない。この用例については、後に当該条項を邦訳する際に検討することにする)。
- 8) この箇所の gut の語は、前(註・4から6までの)「粉碾場」・「造幣所」・「税関」など(「定期金レーン」が封与される「レーン財」)、および、(註・7の箇所の)「耕地」と区別されていることから、「宅地」や「菜園」などを含む——前出レーン法13・1(＝AV1・38を参照)「(通常の)所領」(ないし、「土地」一般)を指す、と解される。
- 9) dulden の語については、すぐ前のレーン法60・1、註・19を参照。なお、本条の場合、(小作人ないし賃借人による小作地ないし賃借物の)又貸を「耐え忍ばなければならなくなる」(可能性がある)のは、言うまでもなく、(小作地ないし賃借物を tins と引きかえに貸し与えた)「地主」(ないし、「領主」)および(それを tins と引きかえに又借した)「小作人」ないし「賃借人」ということになる。
- 10) tinsgut の語についてはすぐ前のレーン法60・1、註・5を参照されたい。
- 11) redeleke の語については、前出レーン法57・5、註・5を参照されたい。
- 12) knecht の語は、「ラント法」では、1・20・1、2・12・4、2・32・1～3、2・34・1、3・6・1と3などにも姿を見せるが、「レーン法」では(本条のほか)にもう一箇所、後出レーン法69・5で用いられており、そのAVの対応条項(＝AV2・63)では servientes の語がこれに対応している。なおこの「下僕」は、「主人」が「食事と賃金によって給食している」のだから、基本的には、独立の生計を営むことなく主人の「家計」に属している(ないし、包摂されている)(なお、この点は上記「ラント法」の諸条項からも確かめられる)ということに注意された上で、ひきつ

づき次註・13を参照されたい。

- 13) 前註・12で述べたことを前提にすれば、(所領ないし「レーン財」を)「tins (あるいはplege)と引きかえに tinsgut として」借り受けることのできるのは、(一般には)、「地主」(ないし、貸主)の「家計」に包摂される者でなく、独立に生計を営んでいる者でなければならない、ということになるはずである(この点については、特に前註・6で「下僕」について述べたことを参照されたい)。
- 14) この本条・末尾において、その所領(ないし、レーン財)の「不法な tinsman」になるとされているのは、それを(tinsまたはplegeと引きかえに)(又借した者ではなく)「又貸した者」(自身)であることに注意されたい。本条においては、所領(ないし、レーン財)を(tinsまたはplegeと引きかえに)「不法に」又貸(ないし、又借)した者に対する制裁については、(明示的には)述べられていないが、この(彼=又貸人)「自身」の語によって、所領(ないし、レーン財)が又貸人から取り上げられ(おそらく貸主、つまり地主(ないし、もともとの貸主)が所領ないしレーン財を直接に又借人に貸し与えることになる)、ということが示唆されているからである。なお、本条(全体)については、前出レーン法60・1、註・19で述べたことのほか、所領の「管理人」(amman)を扱っている後出レーン法62・1(=AV 1・127)とも比較されたい。

## 275

61・1<sup>1)</sup> 裁判権(を目的物とする)レーン(len an gerichte)<sup>2)</sup>を、聖職者<sup>3)</sup>は、また女性も、また(各人生得の)法を欠く男性(および、合法婚姻外に生まれた男性)(echtlos man)<sup>5)</sup>も受領することをえない。

AV 1・129<sup>1)</sup> 裁判権レーン(iudicandi beneficium)<sup>2)</sup>を受領することは、聖職者<sup>3)</sup>または女性<sup>4)</sup>には、また(各人生得の)法を欠く男性に(viro in iure deficienti)<sup>5)</sup>も、許されない。<sup>6)</sup>

- 1) 「レーン法」では、前出レーン法54・2から始まったAVに対応条項のない(=「レーン法」で補足されたと目される)一連の条項は、すぐ前のレーン法60・2で終り、本条から再びAVに対応条項のある条項群の記述に戻る。なお、(レーン法54・1に対応する)AV 1・124～1・126の直後に位置するAV 1・127～1・128は、後出レーン法62・1に対応している(ただし、Textでは、(Ho, IIIに従い)、「レーン法」および「ゲールリッツ法書」との対応関係を考慮して、AV 1・129を1・127の前に置いている)。

- 2) *len an gerichte* の語はこの箇所のほかラント法 3・54・1にも、(また) *iudicandi beneficium* の語は後出 AV 2・67 (=レーン法71・2)にも姿を見せる。また、「裁判権レーン」については、後出レーン法71・2と71・3 (= AV 2・67と2・68)でさらに検討するが、とりあえず前出レーン法60・1、註・11(前半)、および、石川「同じゲヴェーレ」(前出レーン法33・1 = AV 1・86、註・3)、1468~1471頁を参照されたい。
- 3) 「聖職者」(*pape, clericus*)は、前出レーン法2・1 = AV 1・4では *lenrecht = ius beneficiale* (=レーン能力)を欠く者の中に数えられている。
- 4) 「女性」(*wif, mulier*)も、前出レーン法2・1 = AV 1・4では、*lenrecht = ius beneficiale* (=レーン能力)を欠く者の中に数えられている。
- 5) *echtlos* の語は、ラント法 1・51・1 (=「*rechtlos* であって *echtlos* でない若干の者がいる。…」)に明らかなように、*rechtlos* の語と明確に区別して用いられることもあるが、それと同義に用いられることもある(詳しくは、石川「*rechtlos*」を参照されたい)。本条の場合、「レーン法」の *echtlos man* の語は AV の *vir in iure deficiens* に対応しているので、*echtlos* の語は *rechtlos* と同義に用いられてる、と考えられる。また、前出レーン法2・1(および、AV 1・4)では、該当箇所が「*recht* を欠きまたは *unecht* に(=嫡出でなく、合法婚姻外に)生まれた者」(AVでは、「*ius* を欠く者と姦淫(ないし、放蕩)において生まれた者」となっているが、「*unecht* に生まれた者」も *rechtlos* であるから、本条のように、単に「法を欠く男性」と言っても、「*unecht* に生まれた者」もその中に含まれることになる。しかし、「レーン法」の上掲・邦訳では、*unecht* の原義(=「婚姻法上の能力の欠如」)を活かし、さらに前出レーン法2・1とのつながりをはっきりさせるために、敢えて「および、合法婚姻外に生まれた男性」という補訳を加えておいた。なお、この箇所の *man* の語を「男性」と訳したのは、AV の対応箇所 *vir* の語が用いられていることに配慮したからである。
- 6) 本条を前出レーン法2・1(および、AV 1・4——ただし、以下においては省略する)と比較してみると、本条では後者に挙げられていた「農民」・「商人」・「父からまた祖父から騎士の出でない者」に言及されていない。しかしそれは、もちろん、それらの者が裁判権レーンを受領することができる、ということの意味しない。彼等は(前出レーン法2・1によっても)「レーン能力」を欠いているから、(原則として)(裁判権レーンのみならず、およそ)レーンを受領することができない。それだけではなく、裁判権レーンについては、「ラント法」(3・54・1)に、「裁判権レーンをなんびとも受領することをえない、彼が参審自由人でない限り…」という規定があり、さらに(前出レーン法60・1、註・11で述べた)裁判権レーンは(原則として)「国王」から「諸侯」へ、「諸侯」から「グラーフ」へと「第3の手」まで封与され、「第4の手」へ渡ってはならないが、グラーフシャフトの中にある「シュルトハイス職」は例外、とされていることを併せて考えると、裁判権レ

ーンを受領しうるのは(国王や諸侯を別にすると)(主に)「フライエ・ヘレン」ないし(少なくとも)「参審自由人」の(出生)身分に属する者に限られるはずである。「レーン法」においては、ここまで(前出レーン法2・2をはじめ)幾つかの条項において、(ほんらい)「ヘールシルト(=レーン能力)を欠く者」にレーン(やゲディング)が封与されるケースについて論じられてきたが、本条における主題は「裁判権レーンを受領できない者」であるから、「フライエ・ヘレン」や「参審自由人」の(出生)身分をもたない者をはじめから問題にならず、それらの(出生)身分に属する者でも、聖界に入った者や女性は「裁判権レーン」を受領(し行使)することができない、ということだけを明らかにすれば足りる。——著者はそのように考えたのではあるまいか。(なお、以上の推定については、石川「ヘールシルト制」(1)、1379~1388頁、(4)、1871~1883頁における考察が参考になるであろう)。

61・2<sup>1)</sup> またなんびとも、彼が裁判権(dat gerichte)<sup>2)</sup>(=裁判権レーン)を受領しないうちは、裁判する(richten)ことはできない。<sup>3)</sup>しかし、彼がそれ(=裁判権レーン)をひとたび(ないし、すでに)受領する(ないし、受領している)場合に、彼の主君が死亡し、あるいは、彼(=彼の主君)がそれ(=裁判権レーン)を(上級主君に)返還する(op let)ならば、<sup>4)</sup>彼(=裁判権レーンを封与されていた者)は、彼が裁判権を[もう一度(ないし、改めて)]受領すべき彼の年期限内<sup>5)</sup>は、裁判する<sup>3)</sup>ことができる。<sup>6)</sup>

- 1) この条項は、AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。
- 2) gerichte の語については、すぐ前のレーン法61・1(=AV 1・129)、註・2と6を参照されたい。
- 3) richten の語も——gerichte の語と同様——レーン法上の裁判(権)(=主君のレーン法廷、ないし、そこでの問責手続)との関連で用いられることはなく、もっぱらラント法上の裁判(所)との関連で用いられる。石川「裁判(権)」、29~30頁を参照されたい。

なお、ここまでの本条・冒頭の一文は、(補訳を抜きにして)率然と読むと、あるいは、何の変哲もない当然自明のことを述べているにすぎない、と解されるかも知れない。しかし、ここでは、(たとえば、単に「裁判権をもっていない者は、なんびとも裁判することができない」、という趣旨のことを言おうとしているのではなく)、「彼が裁判権(レーン)を受領しないうちは」という限定を付して、「彼」がいずれ「裁判権」を「受領」(し、それを行使)することを前提した言い方になっている、ということに注意しなければならない。結論を先に言えば、ここで著者の念頭に

あるのは、裁判権(レーン)をもっていた者が息を遺して死亡した場合のことであって、その場合、息は(封相続人として)亡父のもっていた裁判権レーンを「相続」することはできるが、彼がそれを行行使するためにはまず主君からその授封を受けなければならない、ということをお願いするのである。ひきつづき次註・4以下の後註、特に5と6を参照されたい。

- 4) *oplaten* の語については、前出レーン法16(=AV 1・42)、註・3を参照されたい。ひきつづき次註・5を参照されたい。
- 5) 一般に主君が死亡し、または、彼がその所領を上級主君に返還した場合、家臣は新しい、または、上級主君に対して所領の授封更新を求めることができる。しかし、主君が息=封相続人を遺して死亡した場合には、家臣は(いきなり上級主君に対して所領の授封更新を求めるのではなく)新しい主君(=亡き主君の息)が(その年期限内)上級主君から所領の授封(更新)を受けるのを待って、(それから始まる)「彼の年期限内に」新しい主君に対して所領の授封更新を求めることになる(前出レーン法25・3~25・4=AV 1・61~1・63を参照)。主君が息=封相続人なしに死亡し、あるいは、(上級主君に)所領を返還した場合には、(所領は上級主君にとって *ledich* になる=上級主君の手に戻るから)、家臣は「彼の年期限内に」上級主君に対して所領の授封更新を求めることになるが、この場合、上級主君は(1年と1日以内に、AVでは1年と6週以内に)家臣の新しい所領を授封しなければならない(前出レーン法25・1~25・2、AV 1・57~1・59を参照)。ただしその場合、「裁判権レーン」については、後出レーン法71・3(=AV 2・68)に「なんびとも、彼に封与された裁判権を(自分の家臣に)封与(=又授封)することをえない」が、「彼の裁判管区に—— グラーフシャフトが辺境(伯)領や他の旗レーン(=世俗諸侯領)にそう(=属)しているように—— 特別な裁判管区が属している場合は別であり、彼はそれ(=特別な裁判管区の裁判権)を封与(=又授封)することができるし、彼はそれをかえて適法には(ないし、法の定めにより)1年を越えて *ledich* な状態で(=授封しないまま手許に)保持してはならない。同じように国王はいかなる旗レーン(=世俗諸侯領)をも(そうしては)ならない」、という規定があるから、「上級主君」(=国王または(世俗)諸侯)は裁判権レーンを(自ら直接に「家臣」に付与するのではなく)まず「新しい主君」(諸侯またはグラーフ)に封与し、「家臣」(グラーフまたはシュルトハイス)は裁判権レーンの授封更新をその「新しい主君」に対して求めることになる、と考えられる。(レーン法71・3、および、いわゆる「授封強制」の原則については、石川「AVとSSP」(前出レーン法56・4、註・12)、20~23頁、および、註・84を参照)。ひきつづき次註・6を参照されたい。
- 6) 前註・5で述べたように、一般に、主君が死亡し、あるいは、(上級主君に)所領を返還した場合、家臣は(新しい、または、上級主君に対して)所領の授封更新を求めるべき「年期」をもつ。換言すれば、家臣はその「年期限内」所領を適法に(レーンとして)ひきつづき占有・支配することができるのである。ただし、(所領=

レーン一般についてではなく) 裁判権レーンについて規定した本条においては、そのことは、冒頭の一文(=「またなんびとも、彼が裁判権(レーン)を受領しないうちに、裁判することはできない」)の「原則」についての「例外」として述べられているにすぎない、ということに注意する必要がある。

それでは、本条・冒頭で述べられている「原則」は具体的にはいかなる事態を想定して述べられたのであろうか。この問題を考える手がかりは、(一般に)家臣が(主君に対して)所領(の授封)を希求すべき「年期」をもつ場合のうち、本条(後段)で「例外」の中に数えられていないものが一つある、という事実である。家臣が息を遺して死亡し、息が亡父の所領を「相続」する場合がそれである。この場合、息は封相続人として「1年と1日(AVでは6週と1年)以内に」主君の許へ赴いて(亡父の)所領(の授封)を希求しなければならない(前出レーン法22・1=AV 1・45を参照)。前出レーン法6・1(=AV 1・24)の規定に従い、一般には、「父は息に所領(そのもの)とともに(その)所領のゲヴェーレ(=占有権)を相続させる」から、息はその「年期」内は所領を「占有」し、所領についての支配権を行使することができる。しかし、裁判権レーンについては、(父が死亡した場合)、息はそれを「相続」することはできるが、(たとえその授封を希求すべき「年期内」であっても)裁判権を行使するためにはまず(主君から)それを受領しなければならない。——それが本条・冒頭の一文で著者が述べたかったことなのである(前註・1を参照されたい)。これが裁判権レーン(あるいは、そうした形で封与されるラント法上の(流血)裁判権)の「公的」性格にもとづき、あるいは、「公的」性格を示すものであることは改めて指摘するまでもあるまい(この点については、前註・5の末尾に挙げた石川「APとSSP」、上掲箇所、および、石川「レーン法と国制」(3)、1180~1181頁を参照されたい。ただし、後者のうち、1181頁、(b)の最初の一文は、前出レーン法61・1、註・11(の後段)で述べたレーン法11・2の理解にもとづき、「削除」ないし「補正」する必要がある)。